

藤井寺市
障害者計画
障害福祉計画（第6期）
障害児福祉計画（第2期）

令和3年3月
藤井寺市

目次

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 大阪府の方針	3
4 本市の計画の期間.....	3
5 計画の対象	3
6 国の考える基本指針の見直しにおける主なポイント.....	4
7 計画の策定体制	8
第2章 障害のある人を取り巻く現状	9
1 人口・世帯	9
2 障害者手帳等の所持者数.....	11
3 地域資源の状況	14
4 アンケート調査の概要.....	17
5 就労移行支援事業所アンケート調査の概要.....	22
6 当事者団体アンケート調査の概要.....	24
第2部 障害者計画	
第1章 前回計画における取組と課題	29
1 差別解消と権利擁護.....	29
2 生活支援	30
3 保健・医療	30
4 教育・育成	31
5 障害のある人の雇用・就労.....	31
6 生活環境	32
第2章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の理念	33
2 基本目標	34
3 施策分野	35
4 SDGsを意識したまちづくり.....	35
5 施策体系	36
第3章 施策の展開	37
重点的な取組	37
1 差別解消と権利擁護.....	38
2 生活支援	41
3 教育・育成	50
4 生活環境	53

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の振り返り..... 61

1 障害のある人に関する令和2年度の成果目標の設定..... 61

2 障害児に関する令和2年度の成果目標の設定..... 65

第2章 福祉サービス等の数値目標..... 68

1 成果目標（令和5年度末の目標）..... 68

2 障害福祉サービスの見込量..... 73

3 地域生活支援事業の見込量..... 91

4 障害児支援の見込量..... 98

5 サービス等の確保策..... 101

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進..... 105

1 計画の推進体制..... 105

2 計画の点検・評価..... 106

参考資料

1 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画との連携..... 109

2 計画策定の経過..... 112

3 藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則..... 113

4 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会委員名簿..... 115

5 用語の説明..... 116

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化とそれに伴う障害の重度化、精神疾患の患者の増加などが進行し、障害者施策のニーズは多様化しているといわれています。

国は平成30年度から令和4年度までの5か年を計画期間とする「障害者基本計画（第4次）」を定め、障害のある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えるとともに、地域社会における共生や差別の禁止など、障害者権利条約に基づく国際的協調を理念とする取組を実施しています。

平成25年に、平成18年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障害者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを行う、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が施行されました。この約15年の間に、障害者施策に関係する数多くの法律が制定され、「障害者の権利に関する条約」は平成26年1月に批准されました。

平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されました。

本市では、「藤井寺市障害者計画」及び「藤井寺市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」が令和2年度末で計画期間満了を迎えることから、障害のある人を取り巻く環境や障害のある人自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、病気や障害の有無に関わらず、全ての市民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、令和3年度を初年度とする「藤井寺市障害者計画」、「障害福祉計画（第6期）」及び「障害児福祉計画（第2期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

「藤井寺市障害者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項で市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障害のある人が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

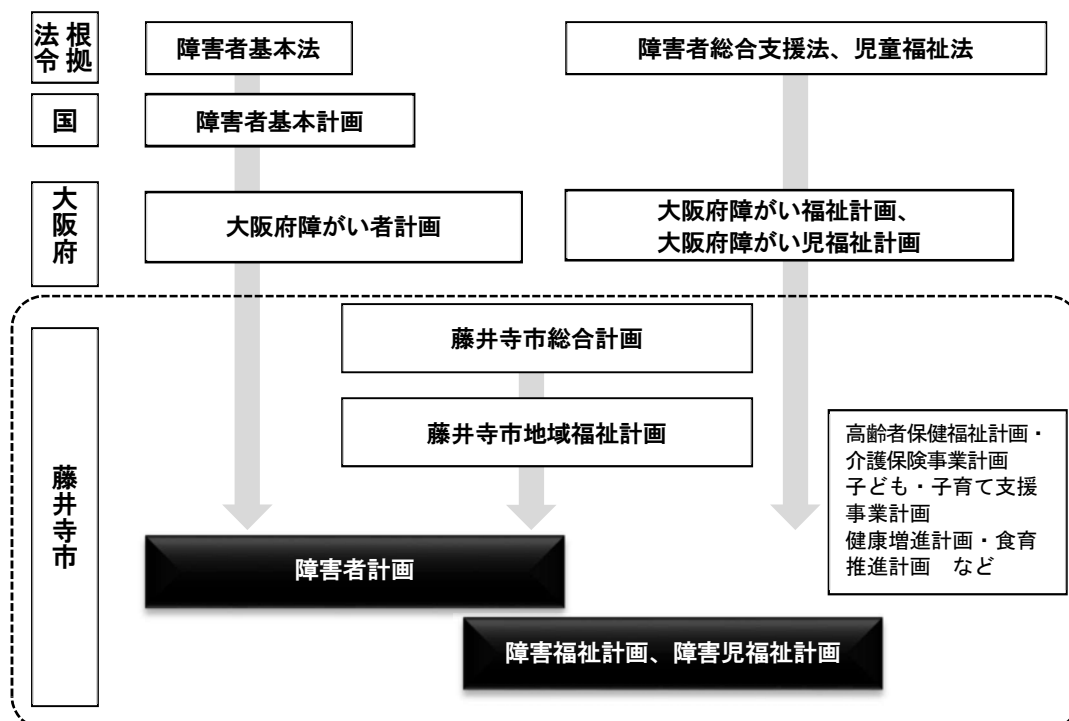
「藤井寺市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条、「藤井寺市障害児福祉計画」は「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画として位置づけています。

(2) 法令、他の計画との関係

本市の上位計画である「第五次藤井寺市総合計画」・「第 4 期藤井寺市地域福祉計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、大阪府の計画との整合性を図り、策定しています。

本計画は、市の障害福祉サービス等の具体的な数値を定めた計画であり、市の障害者福祉の大綱を示す「障害者計画」と総合的に推進を図ります。

<法令、他の計画との関係>



3 大阪府の方針

大阪府では、平成 30 年度に、「第4次大阪府障がい者計画（後期計画）」を策定しています。

この計画は、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」の基本理念を実現するために、「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」、「社会的障壁の除去・改善」、「障がい者差別の禁止と合理的配慮*の追求」、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」、「多様な主体による協働」を基本原則に掲げ、それぞれ現状の課題を分析し、今後、大阪府が取り組む施策を定めており、市の障害者計画の基本となるものです。

4 本市の計画の期間

計画期間は、障害者計画は令和3年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする6か年計画とします。本計画については令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年計画とします。ただし、国の障害者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ、計画を見直します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画（6年間）					
障害福祉計画（第6期）（3年間） 障害児福祉計画（第2期）（3年間）			障害福祉計画（第7期） 障害児福祉計画（第3期）		

5 計画の対象

本計画の対象は、平成 23 年に改正された「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者（発達障害*を含む）
- その他の心身の機能に障害のある人で、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

（参考）障害者基本法第2条「障害者の定義」

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 |
|---|

6 国の考える基本指針の見直しにおける主なポイント

市町村・都道府県の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和2年度末までとなっています。国は令和2年1月17日に開催された社会保障審議会障害者部会において、令和3年度を初年度とする第6期計画の作成に関する基本指針を見直しました。見直した基本指針の主なポイントを以下のように取りまとめました。

(参考) 国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針」のポイント

地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点等の機能の充実を進める ○日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討をする
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する ○ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる ○就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める ○地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する
「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む
発達障害*者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング*などの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る ○発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点等の機能の充実を進める ○日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討をする
障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○難聴障害児の支援体制について、取組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む ○児童発達支援センター*や障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する ○障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む ○自治体における重症心身障害児*及び医療的ケア児*のニーズの把握の必要性について明記する
障害者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む
障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む
福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実を強化する ○障害児通所支援体制の教育施策との連携を行う

出典：厚生労働省 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(参考) 法令などの主な改正動向

<p>障害者虐待防止法 〔平成 24 年 10 月 1 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け
<p>地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 〔平成 25 年 4 月 1 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 ○制度の谷間のない支援の提供（難病） ○障害程度区分から障害支援区分へ改正
<p>障害者権利条約 〔平成 26 年 1 月 20 日批准承認〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の固有の尊厳の尊重を促進
<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法） 〔平成 28 年 4 月 1 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮*の提供
<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法） 〔平成 28 年 5 月 13 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進委員会の設置
<p>ニッポン一億総活躍プラン 〔平成 28 年 6 月 2 日閣議決定〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ○地域共生社会の実現
<p>発達障害*者支援法の一部を改正する法律 〔平成 28 年 8 月 1 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者支援地域協議会の設置 ○発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
<p>障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 〔平成 30 年 4 月 1 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス） ○就労定着支援の創設（就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス） ○高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定義務付け） ○医療的ケア*を要する障害児に対する支援 〔平成 28 年 6 月 3 日施行〕
<p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 〔令和 3 年 4 月 1 日施行〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○社会福祉連携推進法人制度の創設

(参考) 国の障害者基本計画(第4次)の概要〔平成29年度策定〕

策定趣旨 位置付け	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画に位置付けられる
計画期間	平成30年度から令和4年度までの5年間
基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会における共生等 <ul style="list-style-type: none"> ・社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・地域社会において、他の人々と共生することを妨げられず、どこで、誰と生活するかについて選択する機会の確保 ・言語(手話を含む)、その他の意思疎通のための手段について、選択する機会の確保 ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大 ○差別の禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止 ・社会的障壁を除去するための合理的配慮*の提供 ○国際的な協調の下での共生社会の実現
各分野に共通する横断的視点	<ul style="list-style-type: none"> ○条約の理念の尊重及び整合性の確保の観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える ○社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 ○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ○障害特性等に配慮したきめ細かい支援 ○障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援 ○PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進
施策の円滑な推進	<ul style="list-style-type: none"> ○連携・協力の確保 ○理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
各分野の障害者施策の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心な生活環境の整備 ○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○防災、防犯等の推進 ○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○保健・医療の推進 ○行政等における配慮の充実 ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○教育の振興 ○文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○国際社会での協力・連携の推進

出典：内閣府

7 計画の策定体制

(1) 策定体制

①各種会議等での審議

計画の策定に当たり、「藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会」をはじめ、「藤井寺市障害者支援会議」、障害児施策関係課会議、庁内の関係各課において、各種調査の実施内容や結果、計画内容等を検討しました。

②パブリックコメント*の実施

市民からの意見を広く募集し、その意見を本計画に反映させるため、パブリックコメントを令和2年12月28日から令和3年1月22日にかけて実施し、17件の意見が寄せられました。

(2) 各種調査の実施概要

①現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料としました。

②障害のある人に対するアンケート調査

障害のある人及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、「藤井寺市障害者計画等策定のためのアンケート調査」を実施しました。

③当事者団体に対するアンケート調査

市内の障害当事者会や家族会の代表者あてに、団体の活動内容や活動を行う上での課題や問題を把握するためアンケート調査を実施しました。

④就労移行支援事業所へのアンケート調査

市内の就労移行支援事業所を対象に、障害者就労支援を行う上での課題や問題を把握するためアンケート調査を実施しました。

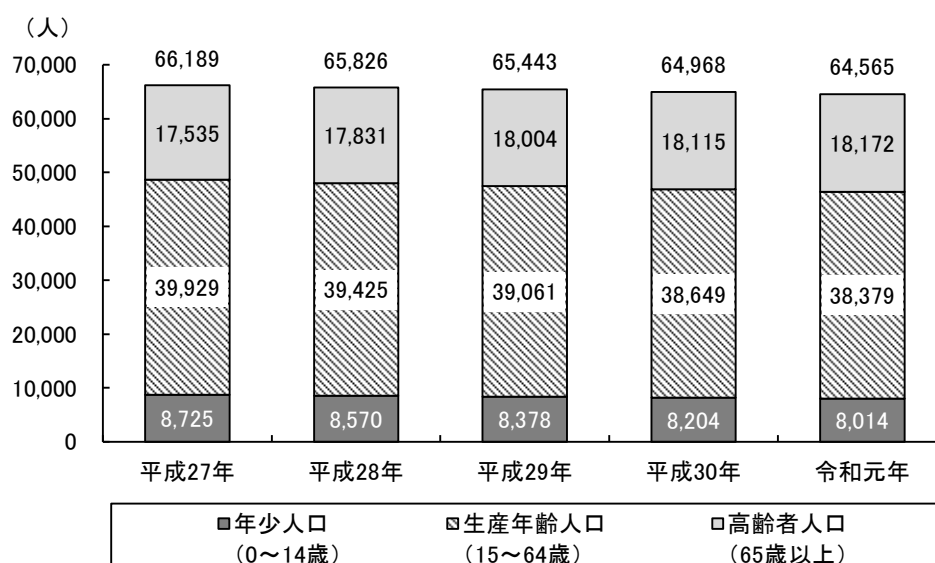
第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 人口・世帯

(1) 人口の状況

本市の人口は減少傾向にあり、令和元年9月末日現在64,565人となっています。また、年齢3区分別人口をみると、高齢者人口は平成27年の17,535人から令和元年には18,172人に増加している一方、年少人口及び生産年齢人口は、減少が続いており、高齢者人口の割合が増加しています。

図表 年齢3区分別人口の推移

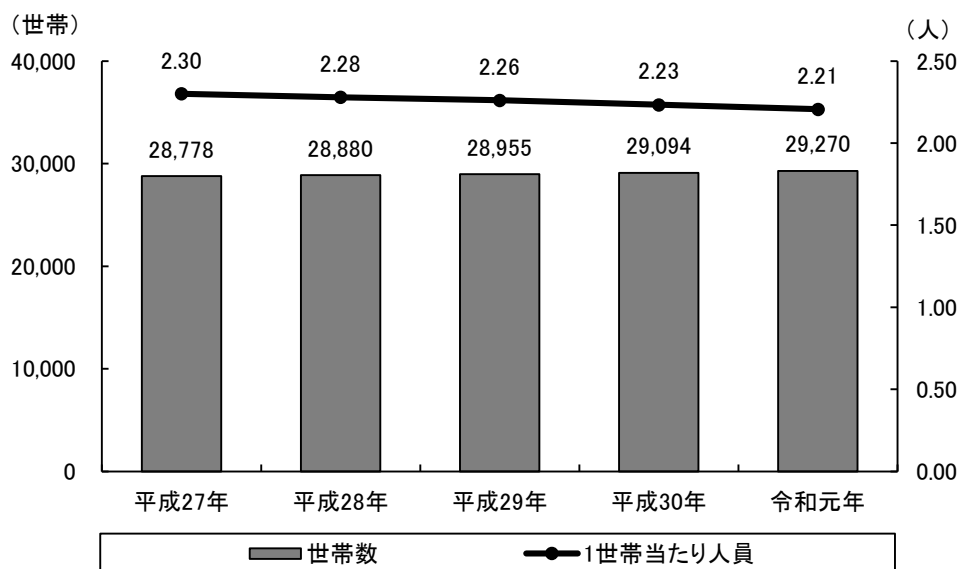


資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

(2) 世帯の状況

世帯数は令和元年9月末日現在で 29,270 世帯となっており、増加が続いていますが、1世帯当たり人員は緩やかに減少しており、平成27年は 2.30 人でしたが、令和元年には 2.21 人となっています。

図表 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

2 障害者手帳等の所持者数

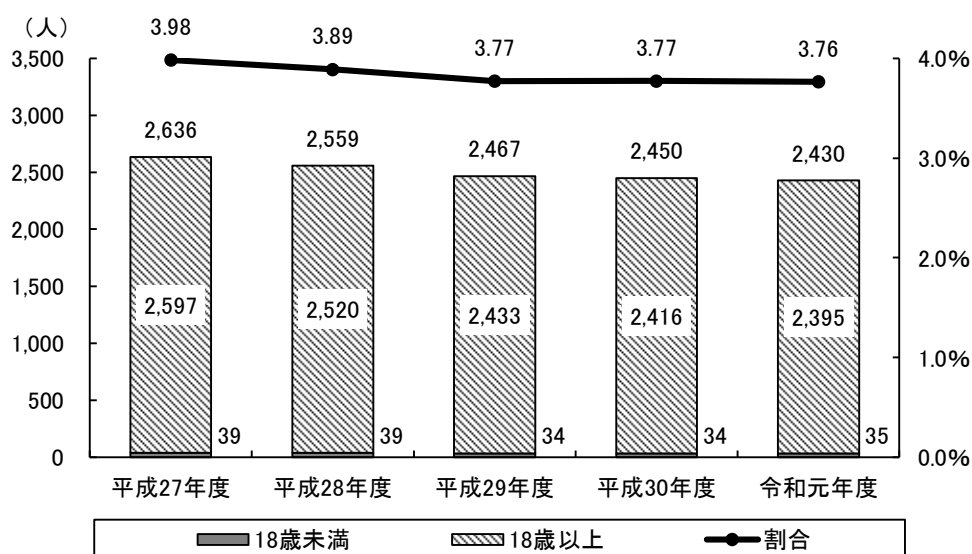
(1) 身体障害者

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末現在では 2,430 人となっています。

また等級別では 1 級及び 2 級の重度の人が、令和元年度末現在では 1,070 人で、平成 27 年度をピークにおおむね減少傾向にあります。

障害種類別では肢体不自由と視覚障害、聴覚・平衡機能障害は平成 27 年度が最も多く、肢体不自由と聴覚・平衡機能障害は減少傾向にあります。視覚障害は平成 30 年度までは減少傾向にありましたが令和元年度に増加しています。内部障害は平成 28 年度をピークに増減を繰り返しながら推移しています。音声・言語障害は 30 人弱で推移しています。

図表 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度
等級別	1 級	762	769	741	738	719
	2 級	372	351	347	351	351
	3 級	471	451	433	417	419
	4 級	719	682	645	635	626
	5 級	175	168	166	165	166
	6 級	137	138	135	144	149
種類別	視覚障害	159	144	130	128	136
	聴覚・平衡機能障害	176	172	172	168	166
	音声・言語障害	27	29	26	29	25
	肢体不自由	1,528	1,465	1,402	1,387	1,372
	内部障害	746	749	737	738	731
合計		2,636	2,559	2,467	2,450	2,430

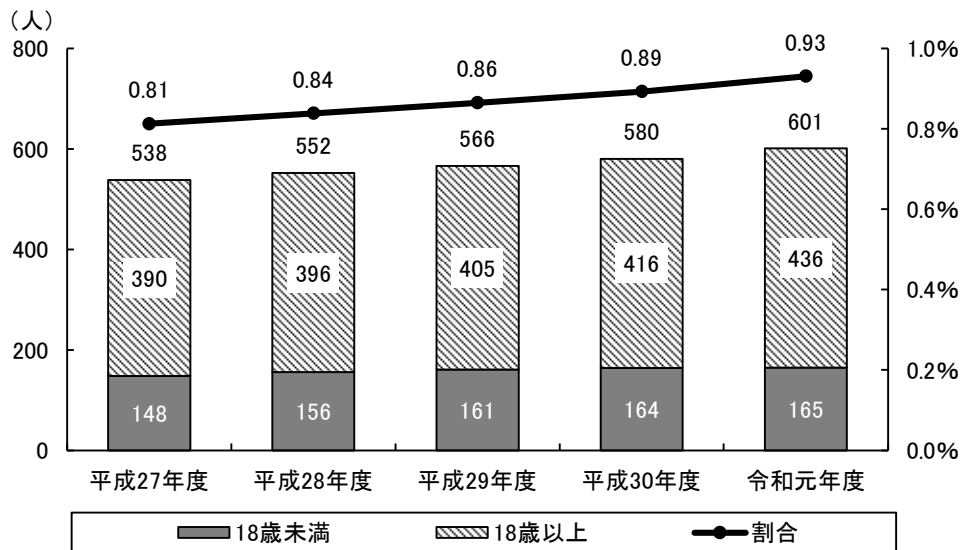
資料：市福祉総務課（各年度末現在）

(2) 知的障害者

療育手帳所持者数は増加を続け、令和元年度末現在では 601 人で、うち 18 歳未満が 165 人、18 歳以上が 436 人となっています。

程度別では、令和元年度末現在でA（重度者）が 251 人、B1（中度者）が 121 人、B2（軽度者）が 229 人となっています。A（重度者）とB1（中度者）は増減を繰り返しながら推移していますが、B2（軽度者）は増加が続いています。

図表 療育手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
程度別	A	249	252	247	248	251
	B1	111	113	119	118	121
	B2	178	187	200	214	229
合計		538	552	566	580	601

資料：市福祉総務課（各年度末現在）

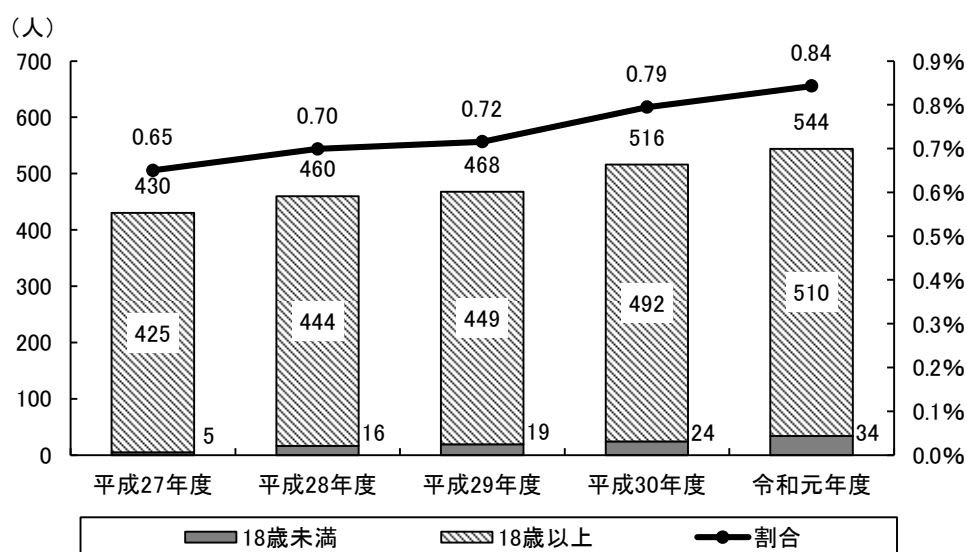
(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加を続け、令和元年度末現在では544人で、うち18歳未満が34人、18歳以上が510人となっています。

等級別では令和元年度末現在で1級（重度者）が24人、2級（中度者）が349人、3級（軽度者）が171人となっています。

1級（重度者）と3級（軽度者）は、増減を繰り返しながら推移していますが、2級（中度者）は増加を続けています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
等級別	1級	24	19	28	26	24
	2級	301	305	328	343	349
	3級	105	136	112	147	171
合計		430	460	468	516	544

資料：市福祉総務課（各年度末現在）

3 地域資源の状況

(1) 障害福祉サービス等提供事業所

市内で障害のある人及び障害のある児童に対する支援やサービスを提供する事業所数は、下表のとおりです。

図表 障害福祉サービス提供事業所

サービス項目	事業所数（か所）	定員（人）
居宅介護	40	-
重度訪問介護	35	-
同行援護	22	-
行動援護	3	-
重度障害者等包括支援	0	0
生活介護	8	128
自立訓練（機能訓練）	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	6
就労移行支援	3	46
就労継続支援A型	2	30
就労継続支援B型	10	166
就労定着支援	3	-
療養介護	0	0
短期入所（福祉型・医療型）	7	29
自立生活援助	0	-
共同生活援助	8	74
施設入所支援	0	0
地域生活支援拠点等	0	0
計画相談支援	10	-
地域移行支援	3	-
地域定着支援	3	-
児童発達支援	7	75
医療型児童発達支援	0	-
放課後等デイサービス	10	105
保育所等訪問支援	0	-
居宅訪問型児童発達支援	0	-
福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設	0	0
障害児相談支援	8	-

資料：大阪府指定事業所一覧（令和2年7月1日現在）

(2) 地域生活支援事業

市内で地域生活支援事業を提供している事業所は以下のとおりです。

図表 地域生活支援事業提供事業所の状況

区分	事業項目	実施の有無
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施
	自発的活動支援事業	実施
	相談支援事業	実施
	成年後見制度利用支援事業	実施
	成年後見制度法人後見支援事業	実施
	意思疎通支援事業	実施
	日常生活用具給付等事業	実施
	手話奉仕員*養成研修事業	実施
任意事業	点字・声の広報等発行	実施
	奉仕員養成研修	実施
	成年後見制度普及啓発	実施
	障害者虐待防止対策支援	実施

区分	事業項目	事業所数(か所)
必須事業	移動支援事業	23
	地域活動支援センター機能強化事業	3
任意事業	訪問入浴サービス	1
	日中一時支援	0

(参考) 地域生活支援事業について

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害者、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障害者等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人*の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人（以下「聴覚障害者等」という。）に、手話通訳者*や要約筆記者*の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障害児・者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。
手話奉仕員*養成研修事業	聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	一般就労が難しい障害者に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

(3) 相談支援

障害に関する市内の相談支援事業所は下表のとおりです。

図表 相談支援事業所

事業所区分	事業所数（か所）
指定一般相談支援事業所	3
指定特定相談支援事業所	10
指定障害児相談支援事業所	8

資料：市福祉総務課（令和2年7月1日現在）

4 アンケート調査の概要

(1) 調査概要

障害のある人への福祉施策の更なる充実を図るため、障害のある人の日常生活に関する意見を把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査概要は、以下のとおりです。

①障害者

- 調査対象：18歳以上の障害者手帳所持者又は障害福祉サービス利用者
- 調査期間：令和2年7月22日～令和2年8月11日
- 調査方法：郵送による調査票の配付・回収

配付数	不達数	回収数	回収率
1,750人	8人	767人	44.0%

注) 回収率は、配付数から不達数を引いた数を母数としています。

②障害児

- 調査対象：18歳未満の障害者手帳所持者又は障害福祉サービス利用者
- 調査期間：令和2年7月22日～令和2年8月11日
- 調査方法：郵送による調査票の配付・回収

配付数	不達数	回収数	回収率
250人	0人	99人	39.6%

③調査結果の表記等について

- ・比率は全て百分率で表し、小数点第2位以下を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ・身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人の数は、アンケート調査内での回答による数のため、回収数と回答者数は一致していません。

(2) アンケート調査からみえる課題〈障害者〉

アンケート調査の結果から、課題をまとめると、以下のとおりとなります。

◆相談支援体制について

今後の相談支援体制に希望することとして、前回調査では、「障害福祉サービスと介護保険によるサービスなど、総合的な調整・支援」(33.4%)が最多となっていました。今回のアンケート結果では、「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」(32.3%)が最も多く、また「障害福祉サービスと介護保険によるサービスなど、総合的な調整・支援」はそれに次いで30.5%となっています。引き続き、医療・福祉・介護・保健等、関係各課や関係機関との連携、多職種交流の促進、総合的な相談・支援体制の構築などとともに、医療面での相談体制の充実が必要と考えられます。

◆雇用、就労支援について

障害のある人が働くために必要な条件や環境整備については、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が全体の約半数にのぼっています。

職場の上司や同僚の理解が障害種別によらず求められている一方で、知的障害のある人では「職場で介助や援助などが受けられること」「一般の職場で働くことが難しい人を受け入れてくれる施設」、精神障害のある人では「短時間勤務や勤務日数などの配慮」「生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導」が多く求められるなど、前回調査からの課題と同様に、職業訓練*や、コミュニケーション訓練等が合わせて行えるようなことが必要と考えられます。

◆居場所や活動の場について

平日の日中の過ごし方について、精神障害のある人の約6割が「自宅で過ごしている」と回答していました。また、夕方や休日等の居場所や活動の場としてあればいいと思うものについて、「趣味などのサークル活動」「友だちと話をしたり、くつろげる場」がそれぞれ全体の約3割にのぼっていますが、特に精神障害のある人にこれらの回答が多くなっていました。このことから、精神障害を持つ方の中には、自宅の他に趣味やくつろぎの場のような居場所を必要としている方が特に多く存在していることが推測されます。障害を持つ方でも気軽に利用できるような憩いの場について、検討していく必要があります。

◆障害福祉サービス等について

福祉に関する制度やサービスを利用していない理由について、「サービスを利用する必要がない」以外では、「利用するまでの手続きがわからない」が多くなっていますが、前回調査（30.3%）と比べ約半数（15.3%）になっています。一方で、「サービスに関する情報がない」（14.7%）「体験してイメージできる場や機会がない」（10.6%）という回答が前回調査より多くみられました。引き続き、サービスに関する情報の入手先や入手方法、サービス利用までの流れや手続きについての周知を徹底するとともに、より具体的にサービス等の内容を知ることのできる場や機会の提供を検討することが必要と考えられます。

◆障害のある人に対する理解について

障害があるために差別や偏見を感じることの有無については、35.3%が『感じる』と回答しており、前回調査と同程度となっています。特に年齢が若いほど「よく感じる」「ときどき感じる」の割合が増える傾向にあります。また、知的障害・精神障害のある人では身体障害のある人と比較して「よく感じる」「ときどき感じる」の割合が高い傾向にあります。

知的障害や精神障害に対する差別、偏見はまだ少なからず残っていると考えられ、こうした差別や偏見等をなくすため、障害や障害のある人に対する正しい理解を深めていくための取組が必要となります。

◆災害時等の避難・対策について

災害時の避難について、高齢者や知的障害がある人は、自力での避難が難しいと回答しています。市では、要介護度や障害の等級の高い在宅生活の方を主な対象として、地域での優先的な対応を促す避難行動要支援者制度を設けており、制度の一層の周知が必要になります。

また、災害時への備えについては、半数以上が何らかの備えをしていると回答していますが、一方で約4割が「何もしていない」と回答しています。

近年の気象災害やいつどこで起こるか分からない地震等の災害に対し、自治体が全ての対策を担うことができるとは限らないため、平素から可能な限りの防災・減災対策を行っていただけるよう、地域住民の方々には呼びかけていく必要があります。

(3) アンケート調査からみえる課題〈障害児〉

アンケート調査の結果から、課題をまとめると、以下のとおりとなります。

◆育成・教育について

お子さんの育成・教育に関して希望する支援として、「子どものもつ能力や障害の状態に適した指導の実施」(79.8%)「乳幼児期、小学生期、中学生期、中学卒業後の各期の連続性のある支援」(67.7%)、障害の種類によらず多くなっており、前回調査と比較しても割合が上がっています。前回調査時と同様に、就学・進路等相談・指導に当たって、きめ細かな対応や乳幼児期から学齢各期の連続性のある支援を行うため、福祉、子育て、教育、保健、医療、就労等分野の関係課や関係機関等との連携強化が必要と考えられます。

また、お子さんについての困りごと・心配ごとについて「進学や訓練、就職などの進路」(80.8%)が多数を占めており、前回調査と同等の割合となっています。お子さんの進路や就職は保護者の方にとって特に重要な課題であることから、お子さん本人の意向や特性に合わせた進路選択について、支援を行っていくことが必要となります。

◆在宅生活の支援について

在宅生活に必要な支援をみると、「経済的な負担の軽減」が全体の約8割を占めており、うち「各種税金」「医療費」に対し支援を求める回答が特に多くなっています。

障害のあるお子さんの保護者の経済的負担を軽減するため、費用控除や減免等の制度や相談窓口について、周知を行っていく必要があります。

◆外出の際に困ることについて

外出の際に困ることについて、全体の約3割が「介助者がいないと外出できない」3割弱が「道に問題が多い(狭い、障害物が多い、誘導ブロックの不備など)」と回答しています。

障害のあるなしに関わらず、外出時の安全を確保するため、道路等の危険箇所について対策を検討するとともに、障害のある人の外出や買い物等を支援する障害福祉サービスの利用を促していく必要があります。

◆障害福祉サービス等について

福祉に関する制度やサービスを利用していない理由について、「サービスを利用する必要がない」（47.1％）を除くと、他の項目は12％以下となっており、前回調査から「サービスに関する情報がない」の割合が大幅に低下しています。

しかし、「利用するまでの手続きがわからない」「サービスに関する情報がない」「体験してイメージできる場や機会がない」という回答がまだ一定数みられることから、引き続き、制度やサービスの内容について、サービスに関する情報の入手先や入手方法、サービス利用までの流れや手続きについての周知徹底が必要と考えられます。

◆相談支援体制について

今後の相談支援体制に希望することとして、「福祉の専門職を配置した相談窓口」（50.8％）の割合は前回調査に比べ増加しています。一方、「家族の悩みを受け止める家族相談員」（34.3％）の割合は大きく減少しています。また、「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」（43.4％）の割合は前回調査と同程度となっています。

前回に引き続き、医療・福祉・介護・保健等、関係各課や関係機関との連携、多職種交流の促進、総合的な相談・支援体制の構築などが必要と考えられます。

5 就労移行支援事業所アンケート調査の概要

(1) 調査概要

令和2年8月に実施した事業所調査の内容に基づき、調査結果をまとめました。

○調査の目的：藤井寺市の障害者雇用の現状や課題、今後の方向性を把握し、藤井寺市の障害福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施しました。

○調査方法：郵便による発送・回収

○調査期間：令和2年8月28日～9月11日

○調査対象：就労移行支援事業所3団体

○調査内容：

- ・就労実績を増やすために必要なこと
- ・離職理由
- ・職場定着率を上げるために必要なこと
- ・障害のある方が働く上での課題や問題点
- ・その他自由意見

(2) アンケート調査結果

就労実績を増やすために必要なことについて

- ・在宅又は引きこもりの方への広報活動
- ・働き方の多様性を考慮した実績報告ができること
- ・家庭内での支援協力
- ・幼少期から働くことの意味を学ぶ機会
- ・就労移行、就労継続支援の適切な行き来
- ・体験時実習ができる場所の確保
- ・課題の洗い出しができる事業所のアセスメント*カ
- ・課題に対して企業から必要な配慮をしていただけるかのマッチング
- ・学校教育を修了して間もない若年層の利用者を増やす

離職理由

- ・意欲と必要なスキル（質、量）のギャップ
- ・従業員との人間関係や円滑なコミュニケーションがとれない
- ・異性との関係
- ・働くことの意味や社会人としての基本的なマナーが欠けていた
- ・体調の悪化
- ・転職

職場定着率を上げるために必要なことについて

- 半年から1年の定着支援
- 家庭からの支援
- 時間や賃金にこだわらない形での就労の機会
- 障害特性の社会的認知
- 本人の特性に合った仕事内容を探すこと
- 本人のコミュニケーション能力の向上と職場環境のマッチング

障害のある方が働く上での課題や問題点について

- 本人の障害の認知と社会慣れ
- 最低賃金に見合う力がなくても働ける機会があること
- 一般社会に障害者の特性に対する認知がなく、チャンス自体が少ない
- 自分の得手不得手が理解できておらず仕事を選ぶ際にミスマッチを起こす
- 雇用の方法、任せられる仕事がない、障害者雇用のために職員を配置できない等、取りかかりの部分でうまく進まない企業が多い
- 障害者求人数が少ない
- 研修の機会や意見交換ができる場がほしい
- 企業側の障害をもつ人に活躍してもらうためのノウハウの蓄積

その他自由意見

- いじめ等で不登校、引きこもり、また発達障害*の幼少からの対応、支援、治療が適切に行われず家族支援まで届いていない人が多い
- 支援者は早期から医療等との関わりをはじめ専門機関との信頼関係を築くことが必要
- 制度が追い付いていない
- 雇用に時間や賃金の縛りがある
- 支援者同伴の企業実習ができる企業を増やしていきたい
- 障害者雇用の説明会などがあっても良い
- 調査用紙だけでなく事業所が集まって意見交換ができる場がほしい

6 当事者団体アンケート調査の概要

(1) 調査概要

令和2年8月に実施した当事者団体調査の内容に基づき、調査結果をまとめました。

○調査の目的：藤井寺市内の当事者団体の現状や課題、ニーズなどを把握し、藤井寺市の障害福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施しました。

○調査方法：郵便による発送・回収

○調査期間：令和2年8月28日～9月11日

○調査対象：本市福祉会館の利用に際して団体登録をしている、障害当事者団体及び家族会7団体（回答5団体）

○調査内容：

- ・活動又は事業を行う上での課題や問題点
- ・会員又は障害のある方及び利用者が抱えている課題や問題点
- ・地域での支え合いや助け合いの活動を進めていくために必要なこと
- ・今後、特に望まれる福祉施策や福祉サービス
- ・その他自由意見

(2) アンケート調査結果

活動又は事業を行う上での課題や問題点について

- ・参加人数が少なくなり、活動が面白くない
- ・高齢化により、施設利用者さんと職員、交流等イベント活動の参加者が減少している
- ・イベントの手伝い等も少人数のため負担が大きい
- ・グループワークが行われていない
- ・事業所が当事者にとって必ずしも使いやすいものになっていない
- ・福祉サービスが充実してきているため、親の会の役割を改めて考えていかなければいけない
- ・会員が減少し、行事を開催しても参加者が少ない など

会員又は障害のある方及び利用者が抱えている課題や問題点について

- 遠出をしようにも、移動が大変。高齢でもあり、何もできない
- 手をさしのべられても参加が出来ない状態
- 障害が重い利用者さんが、施設から帰って家での生活で奇声等がひどく近隣とのトラブルがある
- 地域活動センターの相談支援業務が不十分。「調子が悪い時は来ないでほしい」と言われる
- “親亡き後”の子供の生活、親と離れて生活をする（グループホーム etc）ための準備や施設を見つける事の大変さ
- 受診させてもらえる医療機関がわからない。障害児、者を医院に連れて行くと、他の医院をすすめられてしまう所がある
- カゼ、予防接種、診断書の作成などともととかかりつけ医がないので、いざという時に困る
- 利用料金が発生しても（例 100～200 円）いつでもどこでも行くことができるバスが欲しい など

地域での支え合いや助け合いの活動を進めていくために必要なこと

- 障害者を抱えている家族は、心身共に健康でなければ支援できず、会の集まり等で、悩み等のある人には話せるよう、出席しやすい会作りに努めたい
- 事業所に対して、当事者や家族の意見や要望を伝える手段がない。苦情委員会もその事業所のメンバーだけなので意味がない
- 各事業所は当事者の行きたい場所（相談しやすい所）を目指して運営してほしい
- 障がいという事を理解してもらう
- 実際に障害児、者とかわりを持つ、様子を見てもらう事
- 避難所について、別の場所を確保してもらえるのならお願いしたいが、誰にそのことを話したらよいかかわからないので、教えて欲しい など

今後、特に望まれる福祉施策や福祉サービスについて

- 福祉サービスの規定（特に移動支援）は、障害者、親の事を理解し、考え、決めていただき、障害の度合いで臨機応変に対応してほしい
- 自助、共助も家族が高齢になり限界に来ている。支援していただく方の連携のとれた助けが重要
- 病気の本人、家族のしんどさを分かってもらい、親亡き後も当事者が地域で安心して当たり前が出来るようにやさしい言葉かけと支援をお願いしたい
- 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の拡大
- 当事者会を協力支援する体制
- 障害者の健康管理。障害者スポーツ。特に肥満による生活習慣病の予防
- 今利用しているサービスや日中利用している事業所等の過ごし方の見直しをしていく必要がある など

その他自由意見

- 会員が高齢化しており、活動しにくい
- 発症当初の保健所での対応が不十分で、未だに当事者にも家族にも病識がなく入退院の繰り返し、服薬拒否、家族への暴言暴力に困っている家族も多い
- 警察の協力も、個人では、相談に行っても事件ではないからと取り扱ってもらえない。連携のとれた支援をお願いしたい
- 本人や家族の生活していく上での大変さ、将来に向けての不安などが少しでもなくなるように何か行動ができないかと思っています
- 行政に要望や意見ばかり言うのではなく、互いのできる事は何か、少しでも向上していく福祉を互いに考え、譲り合う気持ちを持って、これからの藤井寺の発展を願う
- 困りごとを抱えている人を皆で支え合う気持ちを持って欲しい など

第2部 障害者計画

第1章 前回計画における取組と課題

前回の障害者計画について、どのような取組が実施され課題があるのか、また、取組が不十分あるいは見直しが必要な事業はどのようなものかなどを把握するため、関係各課に事業調査を行いました。以下に、前回計画の体系に基づき、施策の基本方向別に整理しました。

1 差別解消と権利擁護

■実施事業

- 広報・啓発活動の推進として、「障害者ふれあいキャンペーン」での街頭キャンペーンや障害者差別解消法のワークショップ*や説明会、障害に関するシンボルマークの市ホームページでの周知などを実施
- 権利擁護・人権擁護・福祉教育の推進として、人権問題に関する啓発活動や、小中学校における支援学校*や障害者施設との交流、成年後見制度についての講演会の開催、障害者虐待の通報先の周知などを実施
- ボランティア活動の推進として、個人ボランティアのチラシを作成するなど、ボランティアセンターの機能強化を実施
- 障害児・者への福祉活動の取組として、小中学校での交流活動や、障害児・障害者ふれあい支援センターでの交流などを実施
- 行政サービス等における配慮として、障害者差別解消法のワークショップや説明会を通じて、市職員への理解促進を行い、選挙における配慮では、不在者投票や手話通訳の設置などを実施



◆課題

- ◆ 市民に障害者福祉についての関心と理解を深める効果的な啓発活動
- ◆ 成年後見制度の利用
- ◆ 地域住民との交流の場

★新たに求められる取組

- ★ アクセシビリティへの一層の配慮
- ★ 権利擁護の推進、虐待の防止
- ★ 行政機関における配慮及び障害者理解の促進

2 生活支援

■実施事業

- 在宅サービス等の充実として、藤井寺市障害者支援会議と連携し、障害者相談支援専門員の資質向上や確保に努め、地域生活支援拠点の整備、高齢障害者へのサービス提供における配慮、各種減免制度の周知などを実施
- 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進として、当事者団体が実施する活動への補助金交付や、作品展への市役所ロビーの貸し出し、市主催の行事での手話通訳、要約筆記の設置などを実施
- 地域福祉活動の推進として、地域福祉計画にもとづき、全庁的に地域福祉活動を推進
- 相談支援体制の充実として、全てのサービス利用者に計画相談支援を決定できるように努め、藤井寺市障害者支援会議を定期的を開催し、関係機関との連携に努めた



◆課題

- ◆拠点機能の整理
- ◆計画相談支援事業所の確保

★新たに求められる取組

- ★相談支援体制の構築
- ★地域移行支援、在宅サービス等の充実
- ★障害福祉サービスの質の向上
- ★障害福祉を支える人材の育成・確保
- ★スポーツに親しめる環境の整備

3 保健・医療

■実施事業

- 障害の早期発見と対応として、乳幼児健康診査や学校での健診などの各種健診や、家庭児童相談で発達の遅れや障害についての相談を行い、また、健康づくりに関する講座を開催
- 医療体制の充実として、障害者医療費助成制度の実施や相談支援の提供、精神科病院からの退院後の支援などを実施



◆課題

- ◆障害の原因となる疾病の周知
- ◆こころの健康に対する正しい知識の普及

★新たに求められる取組

★訪問サービスの充実、地域移行支援などの提供体制の整備

4 教育・育成

■実施事業

- 就学前療育・保育の充実として、保育士の障害のある児童についての研修会への参加、子育て家庭への相談支援の提供、ペアレントトレーニング*の実施、アドバイザーの保育所への巡回など発達障害*児支援を実施
- インクルーシブ教育の充実として、個別の教育支援計画の作成や就園就学相談会の実施、放課後児童会・放課後子ども教室の実施、ICT*教材や手作り教材の利用などを実施



◆課題

- ◆教員の専門性の向上と支援策の充実
- ◆教材の精選・充実

★新たに求められる取組

- ★インクルーシブ教育システムの推進
- ★教育環境の整備
- ★障害を通じた多様な学習活動の充実

5 障害のある人の雇用・就労

■実施事業

- 障害のある人の雇用機会の拡大として、障害者雇用に関する「障害者雇用フォーラム」の開催、市での障害者雇用、障害者就労支援事業所等への情報提供を実施
- 総合的な支援施策の推進として、障害者雇用相談の実施、就労支援関係機関との連携を実施



◆課題

- ◆民間事業者への効果的な周知方法
- ◆ハローワークを含めた各機関での役割分担

★新たに求められる取組

- ★市内事業者での障害者雇用
- ★就労移行支援事業所に対する好事例の周知
- ★障害者施設等からの優先調達
- ★障害者工賃の向上

6 生活環境

■実施事業

- 住空間・公共施設等のバリアフリー*化として、公共施設のバリアフリー化や、道路環境の整備、公園等の整備を実施
- 防災・防犯への対応として、避難行動要支援者支援制度の周知や、自主防災組織の立ち上げ支援、防犯委員会との連携を実施
- 情報アクセシビリティの向上として、福祉の手引きや発出文書にルビを振るなど、声の広報や点字広報、意思疎通支援事業を実施



◆課題

- ◆公共機関のバリアフリー化
- ◆情報アクセシビリティの一層の配慮
- ◆避難行動要支援者支援制度の周知

★新たに求められる取組

- ★避難所のバリアフリー化
- ★意思疎通支援の充実

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念

この計画では、障害のある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭で生き生きと暮らすことを基本に、全ての人が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目指しています。

近年の少子高齢化や核家族化の進展、地域コミュニティに対する意識の希薄化とともに、市民ニーズの多様化が進み、人と人とのつながりの重要性がこれまで以上に増してきています。障害のある人が、それぞれの住み慣れた地域や家庭の中で、主体的な自己決定と自己選択により暮らしていくためには、必要となるさまざまな公的支援とともに、地域の中で支え合い、共生・共助でつくる豊かな地域づくりが必要です。

藤井寺市では、前回計画から引き続き、「人権尊重の理念に基づく障害者施策の構築を目指して」を基本理念として掲げ、障害のある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会への障害者理解への働きかけや地域生活支援の充実、福祉のまちづくりの推進等、幅広い施策に取り組みます。

【 基本理念 】

**人権尊重の理念に基づく障害者施策の
構築を目指して**

2 基本目標

藤井寺市では計画理念の実現のため、以下の3つを基本目標とします。

(1) インクルーシブな社会への理解促進

社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識に関わる障壁等、あらゆる障壁（バリア）を取り除き、障害の有無に関わらず、その能力を最大限発揮しながら、安心して生活できるよう配慮します。そして、アクセシビリティを向上させ、全ての市民にとって生活しやすいまちづくりを社会全体で進めていきます。

(2) 意思決定の尊重

ライフステージの全ての段階において、障害のある人が自ら選択・決定することができるよう、当事者本位の自立した生活を送るために必要となるさまざまなサービスや支援の実施や、その支援のための政策、施策等の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む市民の主体的な参加を推進します。

(3) まちぐるみの支え合いの仕組みづくり

障害のある人のニーズや特性等に応じた適切な支援を、既存の制度・事業等にとらわれることなく提供できるよう、事業所や関係機関、行政各分野がより緊密な連携を図り、市民一人ひとりが自立しながら共存し、地域でお互いを尊重し、ともに支え合い、助け合う「共生」のまちづくりを展開します。

また、包括的な支援体制の構築に取り組み、相談支援や多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する取組を検討します。

3 施策分野

障害のある人を取り巻く状況や障害福祉制度の動向、国の障害者基本計画（第4次）等を踏まえ、以下に、展開する施策分野を記載します。

【施策分野】

1	差別解消と権利擁護
2	生活支援
3	教育・育成
4	生活環境

4 SDGsを意識したまちづくり

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和 12 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、我が国においては、平成 28 年 12 月に、「SDGs 実施指針」が策定され、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

この考え方を本計画でも推進し、主に取り組む SDGs のゴールは、17 のゴールのうち、「3. すべての人に健康と福祉を」となります。

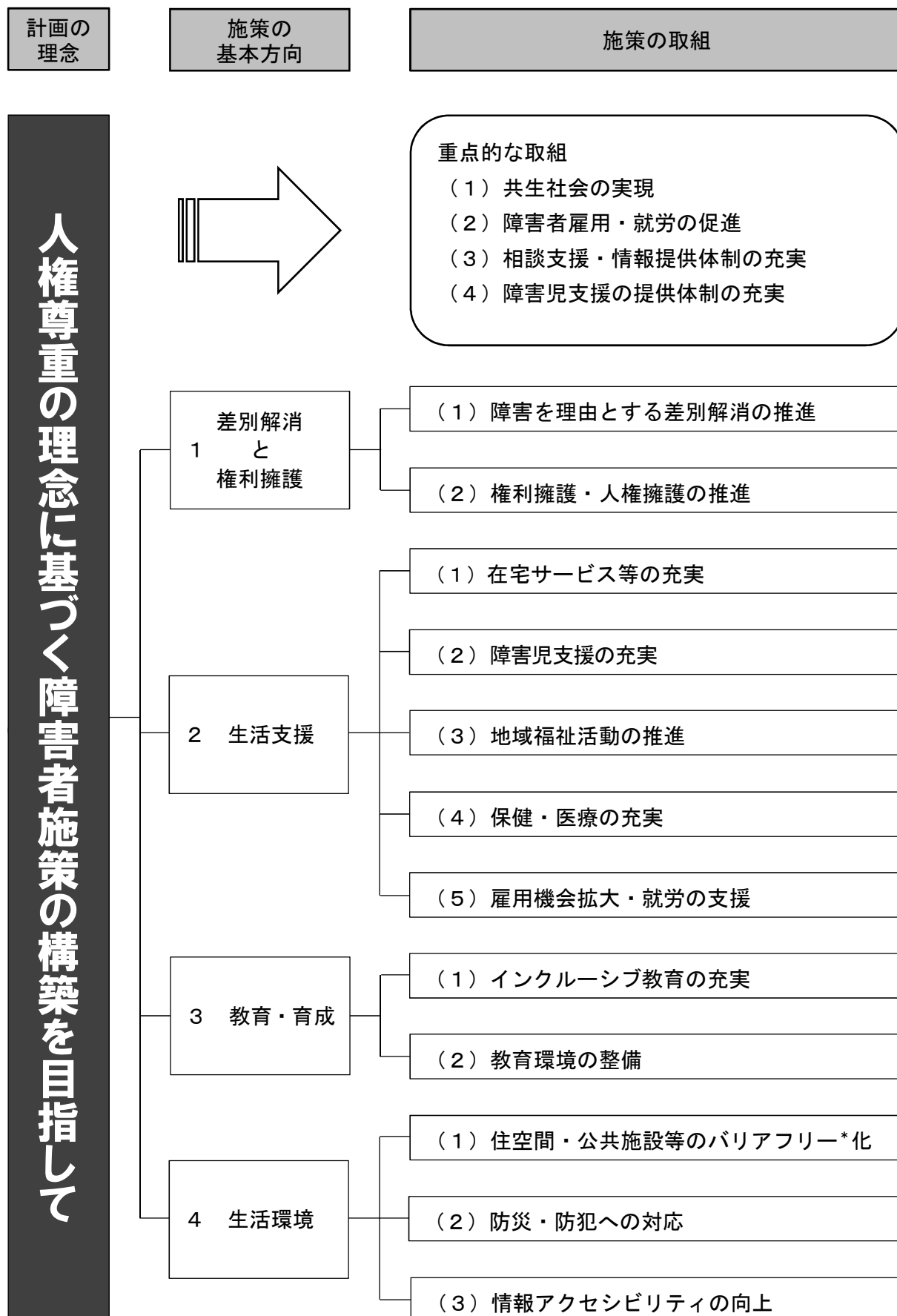


すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

5 施策体系

本計画の施策の体系を次のように定めます。



第3章 施策の展開

重点的な取組

障害者施策の動向やアンケート調査結果にみる生活実態と施策ニーズ、関係団体等のアンケート調査結果などを踏まえた総合的な見地から、この計画において以下の4つを重点施策として定め、本市における障害のある人が、その人らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して実施していきます。

(1) 共生社会の実現

■障害者の差別解消

■地域福祉活動の推進

人の多様なあり方を相互に認め合える、共生社会の実現のため、障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に努めます。また、全ての市民が、支え合い、助け合い、共に生きる地域づくりを目指し、地域福祉活動の推進に取り組みます。

(2) 障害者雇用・就労の促進

■職場実習の受け入れ

■優先調達の実施

障害のある人の雇用機会を拡大するため、市役所において、職場実習の受け入れを検討します。また、「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先調達し、就労継続支援B型の工賃向上を目指します。その際、なるべく市内事業所から発注を行うことを検討します。

(3) 相談支援・情報提供体制の充実

■相談支援専門員の確保

■基幹相談支援センター*のあり方の検討

障害のある人の高齢化や障害の重度化、発達障害*・高次脳機能障害*などをはじめとする障害の多様化、そして親亡き後を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、専門的な知識を必要とする困難ケースに対応するため、各相談支援事業所における相談支援専門員の確保や基幹相談支援センターのあり方について検討を行い、総合相談体制及びサービス等の情報提供体制の整備を図ります。

(4) 障害児支援の提供体制の充実

■障害児部会の設置

■サポートブックはばたきの活用

ライフステージごとに一貫した障害児支援を実施するため、支援情報の集約とサービスの質の向上を目的として、藤井寺市障害者支援会議に障害児部会を新設することを働きかけます。併せて、支援関係者の情報共有ツールとして作成した、サポートブックはばたきの活用を進めていきます。

1 差別解消と権利擁護

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を目指す、ノーマライゼーション*の理念に基づき、お互いを尊重し合い、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

このような社会を築いていくために、行政のみならず、企業、NPO等を含む全ての市民が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、市民一人ひとりの理解と協力を促進させることが最も大切です。

そのためにはまず、全ての人の権利を認め合い、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人に関する市民理解を促進するため、幅広い市民の参加による啓発活動を推進します。

(1) 障害を理由とする差別解消の推進

地域住民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人への理解を促進し、障害のある人への配慮等について、啓発・広報活動を推進します。

また、市の広報紙やホームページ、情報メディア等の効果的な活用を図り、障害の有無に関わらず、障害に関する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図ります。

そして、障害のある人がそれぞれの障害特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努める必要があります。障害のある人の声を市政や国政等に反映させることは、共生社会の実現に必要不可欠であるため、選挙における障害のある人の投票機会の確保に努めます。

取組	内容	区分	関係課
障害者関係団体と連携した啓発活動の促進	「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」等の期間を活用し、さまざまな障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者関係団体等と連携しながら、啓発活動の促進を図ります。	継続	福祉総務課
障害者差別解消への取組の充実	「障害者差別解消法」の趣旨・目的等に関する周知・啓発に取り組むとともに、対応要領や国の基本方針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮*の提供を徹底するなど、差別の解消に取り組みます。	継続	人事課、協働人権課、福祉総務課

取組	内容	区分	関係課
差別解消のための事業者等に対する理解の促進	<p>地域社会における障害のある人に対する差別を解消するため、差別禁止や合理的な配慮について、事業者・自治会・民生委員児童委員等への啓発を積極的に行います。</p> <p>藤井寺市人権のまちづくり協会と協働し、障害のある人への差別解消に関わる情報提供や、教材の整備を行います。</p>	継続	協働人権課、 商工労働課、 福祉総務課
市職員等の障害者理解の推進	<p>障害者差別解消法に基づき、公共施設において障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。また、窓口等における障害のある人への対応の充実を図るため、障害のある人への配慮について学ぶ研修の実施に努めます。</p>	継続	全課
選挙における配慮の推進	<p>投票所のバリアフリー*化や投票設備の設置等、投票環境の向上を図ります。また、情報通信技術（ICT*）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。</p> <p>さらに、不在者投票の適切な実施の促進及び選挙日における投票所への手話通訳者*の配置などにより、選挙の公正を確保しつつ、障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるようにするなど、投票機会の確保に努めます。</p>	継続	選挙管理 委員会事務局
関係各課間の連携強化	<p>障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法を受け、障害者福祉に関する相談窓口の充実を図るため、各種相談窓口相互の情報交換及び相談のノウハウを共有する人権相談ネットワーク会議を設置し、関係各課間の連携強化に努めます。</p>	継続	協働人権課、 商工労働課、 福祉総務課

(2) 権利擁護・人権擁護の推進

人権擁護に関する啓発や、各学校で実施されている社会奉仕体験等の教育活動を通じ、障害のある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。

また、家庭・地域・職場等市民の身近な日常生活の中で、障害のある人の問題や人権、福祉について学べる場の充実に努めます。

さらに、判断能力の不十分な人を保護し、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をする制度の支援をします。

なお、従来から実施している障害者虐待への対応についても、適切に対応していきます。

取組	内容	区分	関係課
人権擁護への取組	障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーション*の理念を普及させ、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築くことを図ります。	継続	協働人権課、福祉総務課
人権教育事業の推進	障害に関する問題をはじめ、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会等の定期的な開催を図ります。	継続	協働人権課
成年後見制度の利用促進	障害のある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。 また、市民後見制度や中核機関設置について検討します。	継続	福祉総務課、高齡介護課
障害者虐待への対応の強化	障害者虐待の通報受理、虐待を受けた障害のある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を推進します。 また、一時保護に必要な居室を継続的に確保します。	継続	福祉総務課

2 生活支援

障害のある人が、障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付をはじめとした各種障害福祉サービスを適切に利用できるよう、周知・情報提供、サービス提供事業所の運営の健全化に係る指導・助言及び支援等を行います。

また、障害のある人一人ひとりの障害の種別や程度、多様なニーズに対応するため、介護給付、訓練等給付等の自立支援給付をはじめとする各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努めるとともに、サービス利用を支援するため、ケアマネジメントシステムの構築を進めます。一方、地域全体で障害のある人を支える意識をもつことができるような環境づくりを行い、地域生活支援の拠点づくり、地域住民等のボランティア活動など、地域の社会資源を最大限に活用していくことも必要です。

さらに、多様なサービス、活動に関する情報提供の充実や障害のある人の生きがいづくりを支援し、障害のある人全てに対して豊かな地域生活の実現に向けた体制の充実に努めます。

(1) 在宅サービス等の充実

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づきサービス提供体制の整備に努めます。その他、障害のある人が地域で自立した生活を送るための各種サービスの充実に努めます。

また、生活安定のための経済的支援や日常生活への支援等を行うとともに、障害のある人の地域生活や在宅生活を支えるサービスの充実や地域生活支援拠点等の整備の検討を図り、市のホームページ等で情報提供を行います。

さらに、障害のある人が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、円滑かつ適切な福祉サービスの利用につながるよう、障害のある人本人の意思を尊重した相談支援の提供に努めるとともに、相談機能の拡充、連携の強化に努めます。

取組	内容	区分	関係課
相談支援体制の構築	市内の各相談支援事業所で構成される、藤井寺市障害者支援会議の相談支援部会において、事業所間の連携強化や情報共有を行うことで、相談支援専門員の資質の向上を図ります。 また、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、基幹相談支援センター*の設置について、検討を進めます。 そして、全ての障害福祉サービス利用者に計画相談支援を支給するため、引き続き、相談支援事業への新規参入及び相談支援専門員の確保に努めます。	新規	福祉総務課

取組	内容	区分	関係課
障害福祉サービス等の保障	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるように、障害福祉計画に基づいて、各種障害福祉サービスを提供します。またその財源を確保するため、対象者の少ない既存サービスの見直しに努めます。	継続	福祉総務課
地域生活支援拠点等の整備の推進	障害のある人が地域において安心して生活し続けられるよう、近隣市との調整を図りながら地域生活支援拠点等の整備の推進を図ります。	継続	福祉総務課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*	精神障害のある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、退院後の地域生活を支える、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	新規	福祉総務課
外出・社会参加手段の確保・整備	社会参加の可能性を広げるため、移動支援事業の提供や、創作的活動や文化活動等を提供する地域活動支援センターを運営します。	継続	福祉総務課
高齢の障害のある人への生活支援の充実	介護保険制度の対象となる障害のある人について、介護保険担当課や介護支援専門員、相談支援専門員等と連携し、多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。特に、65歳を迎えて障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した際に、サービスの質と量が低下しないよう、きめ細やかな連携に努めます。	継続	福祉総務課、 高齢介護課
地域移行の推進	障害のある人の地域生活への移行を進めるため、各種法人に、グループホームの整備や自立生活援助等のサービスへの事業参入を促します。	新規	福祉総務課

取組	内容	区分	関係課
各種減免制度の周知の推進	<p>所得税・住民税の控除、自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）・軽自動車税（種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免等のほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引・減免制度の周知・普及に努めます。制度の概要をまとめた福祉の手引きを作成し、窓口やホームページで配付、公開するとともに、各種障害者手帳を新規取得された方に制度の説明を行うなど、情報提供を行います。</p>	継続	税務課、福祉総務課
藤井寺市障害者支援会議の機能強化	<p>藤井寺市障害者支援会議の体制や活動内容を充実し、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。</p> <p>また、新しい課題に対応するために、ワーキンググループの設置や広域連携などについて取り組みます。</p>	新規	福祉総務課

(2) 障害児支援の充実

障害のある子どもに対するサービス提供基盤となる相談支援、通所支援、入所支援の施設や事業所等の整備を推進するとともに、医療、教育、子育て一般施策における障害児支援との連続・連携した支援の活用を推進します。

また、障害のある親に対して妊娠・育児の不安や悩みの軽減を図るため、相談体制の確立を関係各課・機関との連携の上で検討します。

さらに、発達障害*を含む、発達に遅れや偏りのある児童の保護者に対して、学習会方式でペアレントトレーニング*事業を開催します。

取組	内容	区分	関係課
相談・指導体制の充実	健康相談、家庭児童相談、訪問指導等の各種相談事業を実施し、必要時、関係機関と連携しながら適切な支援に努めます。また、こども家庭支援総合拠点を設置し、相談支援体制の拡充を行います。 サポートブックの活用等を通じて、切れ目のない円滑な連携に努めるとともに、多様な家庭のニーズに応じて適切な支援ができるよう、相談に応じます。	継続	健康課、 子育て支援課
障害児保育の充実	障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、保育所のバリアフリー*化の促進、大阪府や事業所等が主催する障害児に関する研修会に参加し、保育士の専門性の向上、保育所等訪問支援事業の活用等により、障害児の保育所での受け入れを促進します。	継続	保育幼稚園課、 こども施設課
子育て家庭等への相談体制の充実	妊娠・育児の不安や悩みの軽減を図るため、子育て世代包括支援センター*と連携を行うとともに、保健師等が訪問や来所等で相談に当たり、母子の健康の保持増進を図ります。	継続	健康課、 子育て支援課

取組	内容	区分	関係課
発達障害*児支援の充実	<p>教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークの形成により、限局性学習障害（SLD）や注意欠如・多動性障害（ADHD）等発達障害の早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。</p> <p>専門家による巡回相談やLT*の巡回、支援学校*LTによる地域支援整備事業の活用等により、支援策の充実に努めます。</p> <p>発達障害を含む、発達に遅れや偏りのある児童の保護者に対して、学習会方式で年間10回のペアレントトレーニング*事業を開催します。</p>	継続	福祉総務課、健康課、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課
乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備	<p>教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関による「特別支援連携協議会」を設置し、ネットワークを形成する中で個別の教育支援計画の策定にも努め、乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備を図ります。</p> <p>発達障害児を含む障害児の支援のあり方について、庁内関係各課の意思統一を行う合議体の立ち上げを検討します。</p>	継続	福祉総務課、健康課、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課
放課後の居場所づくり	<p>新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や放課後子ども教室等、子どもの居場所づくりに努めます。</p>	継続	生涯学習課

(3) 地域福祉活動の推進

障害児・者やその家族が地域でその人らしく生活を続けるためには、一人ひとりの多様なニーズに対応することが必要です。制度に基づく公的なサービスの提供以外にも幅広い領域にわたり、きめ細かな支援を行うためには、ボランティア活動などの「力」が不可欠です。

そのため、市民のボランティア活動に対する理解を深めるとともに、地域で障害のある人を支える体制づくりを行い、活動を支援していきます。

また、自分の興味やライフスタイルに応じて文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動等を行える環境の整備や、活動内容を充実させ、障害のある人が地域の中で潤い豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。

取組	内容	区分	関係課
ボランティア活動の推進	児童・生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、ボランティアセンターの機能強化や団体・個人間の交流とネットワーク化の促進に努めます。	継続	協働人權課、福祉総務課
発達障害*児者のピアサポート*の推進	発達障害児者やその家族の支援を強化するため、ピアサポートを推進します。	新規	福祉総務課、子育て支援課、健康課
障害者スポーツ、文化・芸術活動への支援	障害者団体や福祉サービス事業者等が行う各種スポーツ関連行事や文化・芸術関連行事に対し、補助金の交付や、場所の提供等の支援を行います。	継続	福祉総務課
社会参加の促進	市が主催するイベントや講演会、講習会等において、手話通訳者*や要約筆記者*を配置したり、点字パンフレットを作成したりするなど、障害のある人が参加しやすい環境づくりを進めます。 また、地域のサロン活動等の事業を通じて、身近な地域における余暇活動の場の提供に努めます。	継続	全課

取組	内容	区分	関係課
地域福祉活動への支援	藤井寺市地域福祉計画に基づき、地域福祉活動を支援します。計画策定に当たり、前回計画の評価を行い、ワークショップ*、策定委員会の開催や、アンケート調査を実施し、市民の意見を反映するとともに、地域福祉計画に記載される事業の着実な推進を図ります。	継続	全課

(4) 保健・医療の充実

障害のある人の保健・医療施策では、障害の原因となる疾病等予防と同時に、早期発見・早期対応を行うことが重要です。また、少子高齢化の進行とともに障害のある人の高齢化も進んでおり、高齢化に伴うさまざまな疾病等への対応や障害のある人の健康づくりについても充実させる必要があります。

そのため、障害の早期発見・早期対応を図るための相談体制の充実や障害のある人の健診体制の確立等、体制の整備を進めます。

また、障害の発生の原因となる疾病等のうち予防・治療が可能なものについては、適切な予防を行うとともに、早期発見・早期治療に努め、出生から高齢期にいたる健康保持・増進等を図っていきます。

取組	内容	区分	関係課
各種健診の実施	妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校における健康診断等の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を徹底し、適切な機関の紹介を行います。	継続	健康課、 学校教育課
生活習慣の改善による健康の増進	生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や重症化を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進に取り組みます。	新規	健康課、 高齢介護課、 保険年金課
疾病に対する理解の促進	健康づくりに関する講座を実施するほか、各種健（検）診や教室、相談時等の機会を活用し、障害の原因となる疾病についての理解と周知を図ります。	継続	健康課

取組	内容	区分	関係課
医療費助成制度の普及・啓発	重度心身障害（児）者等に対し医療費の一部を助成することにより、必要とする医療を容易に受けることができるよう、医療費助成制度の適正な運用を図ります。	継続	保険年金課
自立支援医療費の助成	障害のある人等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な自立支援医療費を助成します。	新規	福祉総務課
こころの健康づくり支援の充実	うつ病などの内容を取り入れた高齢者向けの教室を開催し、こころの健康づくりを支援するとともに、こころの不調に気づけるよう正しい知識を普及し、早期相談・早期治療につなげるよう支援します。	継続	福祉総務課、健康課

（５）雇用機会拡大・就労の支援

障害のある人の就労は、地域で自立した生活を営む上での基本であるとともに、社会参加や生きがいにもつながる重要なものです。

そのため、関係機関との連携を強化し、雇用・就労を支援する体制の整備、充実を図り、障害のある人が安心して働くことができる環境づくりを支援します。また、障害のある人に対しては、職業能力や知識の向上、勤労意欲や自立意欲の促進により、就労への意識を高めるよう支援します。

取組	内容	区分	関係課
民間企業への啓発・雇用拡大の促進	障害者雇用率制度及び助成金制度を含む、障害のある人の就労・雇用に関する各種就労支援制度の周知徹底を図り、ハローワーク、商工会等関係機関と連携しながら民間企業における雇用を促進します。また、障害者雇用フォーラムを開催し、パネルディスカッションや、ハローワークからの障害者雇用における制度説明を行うほか、事業主に対して、障害者雇用に関するノウハウの提供や活用できる制度の周知啓発を行います。	継続	商工労働課、福祉総務課

取組	内容	区分	関係課
公共機関における雇用拡大の推進	市役所等の公共機関において、障害のある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。 また、法定雇用率*の達成に努めるとともに、障害者雇用への理解を深めるよう、庁内への啓発に努めます。	継続	人事課
福祉施設から一般就労への移行促進	福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所への支援・充実を図ります。 また、就労継続支援事業所の在宅就労についても、制度に基づき、弾力的に対応します。	継続	福祉総務課
障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達の推進	「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。	新規	全課
就労定着支援事業の促進	就労移行支援事業等を利用して一般就労した障害のある人については、積極的に就労定着支援の利用をすすめ、職場定着を推進します。	新規	福祉総務課
就労に関する相談体制の充実	障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また、情報提供が行えるよう、公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センター*等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	継続	商工労働課、福祉総務課
就労ネットワークの推進	特別支援学校*や学校、職業安定所、商工会、民間企業、障害福祉サービス事業者、行政等の関係機関により、障害のある人を就労前から就労後にわたって支援するため、藤井寺市障害者支援会議等、各支援機関のネットワークによる総合的な支援を行います。	継続	福祉総務課、学校教育課、商工労働課

3 教育・育成

障害のある人が社会の一員としてさまざまな活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいをもって暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育は大変重要なものとなります。

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、限局性学習障害（SLD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム症等について教育的支援を行うなど、教育・療育に特別の配慮が必要な子どもについて、適切な対応を図れるよう各種施策を推進します。また、市立学校に、作業療法士や言語聴覚士、臨床心理学、社会福祉の専門家等を派遣するなど教職員以外の専門家の活用や、小・中学校への補助的な教職員の配置による問題・課題の専門的なサポートを行うなど一人ひとりの障害特性や教育的ニーズに応じた適切な教育内容の充実を図ります。

（1）インクルーシブ教育の充実

障害のある児童一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、就学・進学指導などについてのきめ細やかな相談、支援を実施します。また、小・中学校においては、インクルーシブ教育システムを構築するため、一人ひとりの障害に応じた教育課程の編成や充実を図ります。

また、通常学級に在籍する限局性学習障害（SLD）や注意欠如・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム症の児童・生徒に対する総合的な支援体制として特別支援教育推進体制を推進し、乳幼児期から就労にいたる長期的な視点からの一貫した支援体制の整備を図ります。

取組	内容	区分	関係課
福祉教育の推進	交流・共同教育の実施等、小・中学校等における学校の教育活動を通じて「ともに学ぶともに育つ」環境の充実に取り組み、障害のある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。	継続	学校教育課
学校における交流活動の推進	関係機関・団体との連携を強化し、学校における福祉・ボランティア活動や福祉体験学習等のカリキュラムの中で、障害のある人との交流機会の充実を図ります。	継続	学校教育課
地域学校協働活動の推進	地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進し、全ての子どもたちの放課後や土曜日などの学習・体験プログラムの充実を図ります。	新規	学校教育課

(2) 教育環境の整備

就学指導の充実や教職員等の知識・技能の向上を図るなど、学びやすい教育環境や校内体制の整備に努めます。

取組	内容	区分	関係課
校内体制の整備	学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の設置等を進め、校内体制の整備を推進します。また、発達に遅れや偏りのある児童やその家庭をサポートします。	継続	学校教育課
就学（就園）の充実	一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学（就園）指導が行えるよう、保護者をはじめ保健・福祉・医療等の関係機関との連携を強化するとともに、就園就学相談委員会の更なる充実に努めます。 幼小中の連携を強化し、スムーズな就学支援を行います。また、就園については、幼稚園の子育て支援の機能を充実させ、地域への周知を図り、就園への不安の軽減に努めます。	継続	保育幼稚園課、 学校教育課
幼稚園教育の充実	障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な幼稚園教育を受けられるよう、研修を実施し、幼稚園教諭の専門性の向上、教育内容の充実を図ります。	継続	保育幼稚園課
教職員の専門性の向上	大学の教授や支援学校*リーディングスタッフ等の専門家による巡回相談を活用し、障害のある児童・生徒への個別支援の充実と、全児童・生徒の人権感覚の育成、学校の組織力の向上を図ります。また、年間を通じた計画的な支援教育に関係する研修を実施し、教員の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。	継続	学校教育課

取組	内容	区分	関係課
一人ひとりに 応じた教育指 導・支援の充実	<p>個別の指導計画による指導を進める中で、障害のある児童・生徒一人ひとりの発達状況に即した見直しを定期的に行い、指導方法、内容及び支援の改善を行い、豊かな教育活動を展開します。</p> <p>幼稚園内の支援体制を整えるとともに、幼小の連携を強化し、就学期にも途切れることなく、個別の支援を促進していけるよう努めます。</p>	継続	保育幼稚園課、 学校教育課
教育環境の整 備	<p>ICT*教材や個々に合わせた手作り教材等、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を推進するとともに、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。</p> <p>また、支援教育における基礎的環境整備等の観点から、スロープやエレベーターの設置等、学校施設のバリアフリー*化を推進します。</p>	継続	教育総務課、 学校教育課

4 生活環境

障害のある人が住み慣れた地域で、自立しながら安心して生活していくためには、外出時におけるバリア（障壁）を取り除くことが重要です。

そのため、性別や年齢、障害の有無に関わらず全ての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうというユニバーサルデザイン*の考え方に基づき、建築物や道路（歩道）、その他の公共施設が全ての人に利用しやすい施設となるよう整備、改善を推進していく必要があります。

また、障害のある人が安心して生活していくためには、障害のある人の状況や視点に立って犯罪や災害による被害を防ぐための対策を推進していくことが重要です。そのため、特に災害時の情報伝達や避難誘導について、障害特性に応じた対応が可能となる体制整備や、地域における防災ネットワークの組織づくりのため、日頃から地域でのふれあいを大切にし、コミュニケーションを醸成することが重要です。

視覚障害や聴覚障害等により情報の入手が困難な方にも分かりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

（1）住空間・公共施設等のバリアフリー*化

障害のある人が地域の中で安心・快適に暮らすことができるよう、ノーマライゼーション*の理念のもと、バリアフリー化とユニバーサルデザインのまちづくりにおける環境整備を推進していくことが必要です。

また、市内各所の視覚障害者誘導シート等の新設や公園施設の修繕対応も行います。

取組	内容	区分	関係課
住宅改造費の助成及び日常生活用具の給付	障害のある人の住居のバリアフリー改修のための住宅改造費を助成するとともに、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付と用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。	継続	福祉総務課、 高齢介護課
公共施設のバリアフリー化	「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、既設の公共施設等について、利用者のニーズを踏まえた上でバリアフリー化を進めます。また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から障害のあるなしに関わらず、だれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	継続	全課

取組	内容	区分	関係課
民間施設への啓発	障害のある人をはじめ、全ての人々が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー*新法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」の周知を図るとともに、事前協議の際には、障害のある人や高齢者に対する配慮された設計とするよう、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。	継続	福祉総務課、都市計画課
公共交通機関のバリアフリー化	公共交通機関の利便性向上を図るため、沿線各駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進します。 鉄道事業者又はバス事業者より補助金の活用の申出があれば、積極的に協議し、バリアフリー化の一層の充実を図ります。	継続	まち保全課、まち建設課
道路等交通環境の整備	藤井寺市交通バリアフリー基本構想に基づき、障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、駅周辺の主要な生活関連経路において、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、交通環境の整備を進めます。 また、市内各所の視覚障害者誘導シート等の新設、維持補修を行います。	継続	まち保全課、まち建設課
公園等の整備	障害のある人を含め、全ての市民が利用しやすいよう、トイレや傾斜、水辺空間等への配慮等利用しやすい施設整備を進めます。	継続	農とみどり保全課
大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度の周知・推進	障害者専用駐車区画の適正利用を確保する観点から、大阪府と連携し、大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度の登録を促すとともに、公共施設におけるダブルスペースの整備を進めます。	新規	福祉総務課、施設所管課

取組	内容	区分	関係課
図書館における障害者の読書環境の整備	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に基づき、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、障害者サービス要綱等の制度の活用、アクセシブルな書籍等の展示・貸出、拡大読書機器等の読書支援機器の整備等、図書館における障害のある人の読書環境の整備を促進します。	新規	図書館

(2) 防災・防犯への対応

障害のある人が日常生活において安全に安心して暮らすため、防犯・防災対策を推進するとともに、大規模災害等において障害のある人の個々の障害特性に十分配慮した速やかな情報提供と避難誘導、安全確保、避難所等の体制の整備を推進します。

取組	内容	区分	関係課
地域防災計画の推進	避難行動要支援者名簿*の整備や防災行政無線内容確認音声案内(テレフォンガイダンス)の導入など、災害時の情報伝達方法の検討等、計画的な防災体制を確立するとともに、災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、防災行政の強力な推進を図ります。	継続	全課
地域防犯体制の確立	市防犯委員や警察、管内防犯協議会と連携し、広報・キャンペーン活動などを行い、防犯意識の向上、地域の安全・安心に努めます。	継続	危機管理室
避難所のバリアフリー*化の推進	指定避難所のバリアフリー化を進めるとともに、避難所における障害のある人が障害特性に応じた支援と合理的配慮*を得ることができるよう努めます。	新規	危機管理室
NET119*やメール110の周知	火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害のある人が円滑な救急通報を行うためのNET119システムや110番通報ができるメール110について、身体障害者手帳取得時などの機会を捉えて、積極的に周知します。	新規	福祉総務課

(3) 情報アクセシビリティの向上

障害のある人が利用できる各種福祉サービスはもとより生活に関わる情報まで、広報紙やインターネット等を通じた的確な情報提供を行います。

また、視覚障害のある人、聴覚障害のある人など、情報取得やコミュニケーションが困難な方に対して、障害特性に応じた配慮、支援を行います。

さらに、意思疎通支援事業について入院中の対応等についても検討します。

取組	内容	区分	関係課
保健・医療・福祉サービスの情報提供の推進	障害のある人やその家族への保健・医療・福祉の情報提供のため、「福祉の手引き」を適宜見直し、内容の充実を図るとともに、広報紙や市ホームページ等を活用し、必要な情報提供を行います。	継続	福祉総務課
声の広報・点字広報の提供	障害のある人が気軽に市の情報を入手できるよう、広報の音声ファイルと点字広報を毎月作成し、ホームページへの掲載や窓口への設置を行い、閲覧の希望に対応するなど、情報提供に努めます。	継続	秘書広報課、福祉総務課
多様な手法による情報提供の充実	市が発行する文書等において、音声版・点字版の発行や、市ホームページへのウェブ・アクセシビリティをより向上させることにより、視覚や聴覚等に障害のある人が必要な情報を入手できるよう、利便性を高める工夫と細やかな支援を進めます。	継続	全課
意思疎通支援事業の推進	「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障害等により、意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者*・要約筆記者*の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等の充実や利用の促進を図ります。また、要約筆記者の登録者数を増やすことや、入院中の意思疎通支援者派遣及び失語症、知的障害、発達障害*、難病等の方への意思疎通支援のあり方などを検討します。	継続	福祉総務課

取組	内容	区分	関係課
障害のある人に対するICT*の利用及び活用の機会の拡大	大阪府が設置するITサポートセンターやITサポーター活動について周知を図り、障害のある人のICTの利用を進めます。	新規	福祉総務課
情報通信支援機器の給付	情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害のある人に対して、日常生活用具の給付を行います。	新規	福祉総務課
JIS絵記号*の普及及び理解の促進	意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するために、JIS絵記号の普及及び理解の促進を図ります。	新規	福祉総務課

第 3 部 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の振り返り

1 障害のある人に関する令和2年度の成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の指針	<p>○令和2年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行。</p> <p>○平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減。</p> <p>○平成29年度末時点で、未達成と見込まれる人数を加味して設定。</p>
大阪府の指針	<p>○国指針に沿って、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行。</p> <p>○国指針に沿って、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減。</p> <p>○第4期計画で、未達成と見込まれる人数を加味して設定。</p>
藤井寺市の指針	<p>○大阪府の指針に従い、令和2年度末における目標の設定を行います。</p>
令和元年度末時点取組状況	<p>○一般相談支援事業所数そのものが少ないこともあり、民間主導での地域移行が困難であると想定されるため、現在の新型コロナウイルスの影響下で可能な範囲で、地域移行を希望する施設入所者及び長期入院患者がいる場合、市が積極的にケースワークとして地域移行支援を行う予定である。</p>

■成果目標

項目	目標数値	令和元年度実績値	備考
【目標】地域生活移行者数 (B)	7人	4人	令和2年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	11%	6.5%	移行割合(B/A)
【目標】施設入所者の削減数 (C)	1人	2人	(A)の時点から、令和2年度末時点における施設入所者の削減目標値
	2%	3.2%	削減割合(C/A)
【参考基準値】	平成28年度実績値	令和元年度実績値	
施設入所者数(A)	63人	61人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

国の指針	○令和2年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定。
大阪府の指針	○国指針に沿った目標設定とし、令和2年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを、大阪府の目標として設定。
藤井寺市の指針	○令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。協議の場としては、既存の会議の活用を検討し、新たに医療関係機関を構成員に加えるなどの調整を図っていきます。
令和元年度末時点取組状況	○令和2年度末までの設置に向け、他市等の状況の確認や情報を集め、検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	○令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する。
大阪府の指針	○国指針に沿った目標設定とし、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することを、大阪府の目標として設定。
藤井寺市の指針	○「藤井寺市障害者支援会議」等において、必要な機能や支援体制を検討した上で、地域生活支援拠点等を令和2年度末までに整備します。
令和元年度末時点取組状況	○令和元年度は、緊急時の受け入れ先の確保について、事業所の選定を行い、令和2年度からの実施に向けて調整を行った。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<p>国の指針</p>	<p>○福祉施設から一般就労への移行者数について、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。なお、平成 29 年度末までの目標が達成されないと見込まれる場合は、その割合を加えて、目標を設定する。</p> <p>○就労移行支援事業の利用者数について、平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加する。なお、平成 29 年度末までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を目標とする。</p> <p>○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。</p> <p>○各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%以上とする。</p>
<p>大阪府の指針</p>	<p>○国の指針及び大阪府の実績等を踏まえ、令和 2 年度中に福祉施設を通じて一般就労に移行する者を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.3 倍以上とし、府全体の目標値を府内の市町村ごとに按分した数値を下限として設定する。</p> <p>○国の指針に沿って、就労移行支援事業の利用者数について、平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加する。</p> <p>○国の指針に沿って、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。</p> <p>○国基準に沿って、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%以上とする。</p>
<p>藤井寺市の指針</p>	<p>○大阪府の指針に従い、それぞれ令和 2 年度末における目標の設定を行います。</p>
<p>令和元年度末時点取組状況</p>	<p>○大阪府主催の各種研修については、メールの転送などの情報提供のみにとどめず、積極的に参加を促すため、個別に連絡を行い、事業所職員のスキル向上に努める。</p>

■成果目標

項目	目標数値	令和元年度 実績値	備考
【目標】①目標年度（令和2年度）の一般就労移行者数（D）	15人	19人	
	1.4倍	2.3倍	（D/平成28年度実績値福祉施設から一般就労への移行者数11人）
【目標】②目標年度（令和2年度）の就労移行支援事業利用者数（E）	17人	33人	
	1.2倍	2.3倍	（E/平成28年度就労移行支援事業の利用者数14人）
【目標】③目標年度（令和2年度）の就労移行率3割以上の事業所（F）	5割以上	10割	【参考】令和元年度末就労移行支援事業所数 3事業所
【目標】④就労定着支援事業による1年後の職場定着率（G）	8割以上	63%	

（5）就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（月額）

大阪府の指針	○大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ設定。各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ、目標額を設定すること。
藤井寺市の指針	○実績を踏まえ、設定を行います。
令和元年度末時点取組状況	○市内事業所に対する市役所等からの優先調達について、受付窓口の一本化を実施。市役所から封入封緘作業等を委託することにより、工賃の向上を図った。

■成果目標

項目	目標数値	令和元年度 実績値	備考
【目標】令和2年度の工賃の平均額	6,995円	7,810円	目標値は平成28年度の実績5,339円の約30%増

2 障害児に関する令和2年度の成果目標の設定

(1) 児童発達支援センター*の設置、保育所等訪問支援の充実

<p>国の指針</p>	<p>○令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>○令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p>
<p>大阪府の指針</p>	<p>○国指針に沿った目標設定とし、令和2年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。また、設置される児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援が実施されるよう努められたい。</p> <p>○国指針に沿った目標設定とし、令和2年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p>
<p>藤井寺市の指針</p>	<p>○本市の状況として、羽曳野市、松原市とともに児童発達支援センターを圏域で設置し、保育所等訪問支援はすでに実施しています。今後、この共同設置（圏域設置）を維持しつつ、事業者との連携のもと、支援をより充実させるための検討を、他の2市と協議していきながら進めていきます。</p>
<p>令和元年度末時点取組状況</p>	<p>○児童発達支援センター、保育所等訪問支援を実施する事業所共に圏域で設置済みのため、目標を達成しています。今後、この共同設置（圏域設置）を維持しつつ、事業者との連携のもと、支援をより充実させるための検討を、他の2市と協議していきながら進めていきます。</p>

(2)重症心身障害児*のための児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備等

<p>国の指針</p>	<p>○令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合、圏域での確保であっても差し支えない。</p>
<p>大阪府の指針</p>	<p>○大阪府内の重症心身障がい児は約2,400人であることから、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数を除した箇所数を参考にして、令和2年度末までの大阪府の目標を設定。この目標数を各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえて、市町村ごとに目標を設定。</p>
<p>藤井寺市の指針</p>	<p>○本市の現状として、重症心身障害児を主に支援する事業所は、児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれもない状況です。対象者のニーズ及び他市の状況を調査しつつ、圏域での確保も視野に入れながら、管内事業所とも協議を行い、検討を進めます。</p>
<p>令和元年度末時点取組状況</p>	<p>○重症心身障害児を支援する事業所は、児童発達支援、放課後等デイサービス共に、市内に1か所設置されており、目標を達成しております。また、圏域においては複数設置されています。</p>

(3) 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

<p>国の指針</p>	<p>○平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p>
<p>大阪府の指針</p>	<p>○国指針に沿った目標設定とし、平成 30 年度末までに、これまで大阪府と市町村で構築してきた重症心身障がい児*者地域ケアシステムを活用すること等により、対象を「医療的ケア児*」に拡充した協議の場を市町村ごとに設置することを目標として設定。</p>
<p>藤井寺市の指針</p>	<p>○現在、医療的ケア児への支援に関して協議できる場がありません。今後、医療的ケア児だけに限らず、障害児全般に関して、福祉、子育て、教育、医療など、各分野が抱える課題や問題点等を協議できる場の設置について、府より示される実態把握のための調査要項及び協議の場の設置促進のための支援ツールを参考にしつつ検討を進めます。</p>
<p>令和元年度末時点取組状況</p>	<p>○現在、医療的ケア児への支援に関して協議できる場がありません。今後、医療的ケア児だけに限らず、障害児全般に関して、福祉、子育て、教育、医療など、各分野が抱える課題や問題点等を協議できる場の設置について、検討を進めます。</p>

第2章 福祉サービス等の数値目標

1 成果目標（令和5年度末の目標）

本計画では、障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、令和5年度を最終目標年度として設定しています。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。 ○令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。
大阪府の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○国指針に沿って、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。 ○国指針に沿って、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。
藤井寺市の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府の指針に従い、令和5年度末における目標の設定を行います。

■成果目標

項目	数値	備考
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	61人	
【目標】地域生活移行者数(B)	4人	令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	6.6%	移行割合(B/A)
【目標】施設入所者の削減数(C)	1人	(A)の時点から、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値
	1.6%	削減割合(C/A)
令和5年度末時点の施設入所者数	60人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

国の指針	<p>○令和5年度の精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上。</p> <p>○令和5年度末までに精神病床における1年以上の長期入院患者数削減。</p> <p>○令和5年度の精神病床における早期退院率：3か月69%以上、6か月86%以上、1年92%以上。</p>
大阪府の指針	<p>○国指針に沿って、令和5年度の精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上。</p> <p>○令和5年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数8,688人。</p> <p>○国指針に沿って、令和5年度の精神病床における早期退院率：3か月69%以上、6か月86%以上、1年92%以上。</p>
藤井寺市の指針	<p>○大阪府の指針に従い、令和5年度末における目標の設定を行います。</p>

■成果目標

項目	数値
【目標】令和元年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数	39人
【目標】令和5年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数	37人
【目標】令和5年度の精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上
【目標】令和5年度の精神病床における早期退院率	3か月69%以上 6か月86%以上 1年92%以上

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針	<p>○令和5年度末までに各市町村もしくは圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上運用状況を検証・検討する。</p>
大阪府の指針	<p>○国指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に、緊急時の受け入れ・対応を見据えた地域生活支援拠点等を一つ以上整備することを設定。</p>
藤井寺市の指針	<p>○柏原市とともに、地域生活支援拠点を圏域で設置し、緊急時の受け入れ先の確保については、すでに実施しています。今後もこの圏域設置を維持しつつ、事業者との連携のもと、拠点機能をより充実させるための検討を、関係機関と協議しながら進めていきます。</p>

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	<p>○福祉施設から一般就労への移行者数について、令和元年度実績の1.27倍以上とする（就労移行支援事業 1.30倍以上、就労継続支援A型事業 1.26倍以上、就労継続支援B型事業 1.23倍以上）。</p> <p>○福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者が7割以上。就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が7割以上を基本とする。</p> <p>○就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の向上</p>
大阪府の指針	<p>○国の指針に沿って、福祉施設から一般就労への移行者数について、令和元年度実績の1.27倍以上とする（就労移行支援事業 1.30倍以上、就労継続支援A型事業 1.26倍以上、就労継続支援B型事業 1.23倍以上）。</p> <p>○国の指針に沿って、福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者が7割以上。就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が7割以上を基本とする。</p>
藤井寺市の指針	<p>○大阪府の指針に従い、それぞれ令和5年度末における目標の設定を行います。</p>

■成果目標（令和5年度における目標）

項目	数値	備考
【目標】①年間一般就労移行者数	13人	
【目標】②就労移行支援事業からの一般就労	8人	
【目標】③就労A型事業からの一般就労	3人	
【目標】④就労B型事業からの一般就労	2人	
【目標】⑤一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	10人	
【目標】⑥就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	7割	
【目標】⑦就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	8,000円	

(5) 障害児通所支援の提供体制の整備等

<p>国の指針</p>	<p>○令和5年度末までに、児童発達支援センター*を市町村（圏域でも可）に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、全ての市町村が保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとともに、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援の利用に向けた体制を構築する。</p> <p>○令和5年度末までに、各市町村の重症心身障害児*数に応じて、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置する。</p> <p>○令和5年度末までに、市町村（圏域でも可）がそれぞれ医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児*等コーディネーターを配置する。</p>
<p>大阪府の指針</p>	<p>○国指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村（圏域でも可）に少なくとも1か所以上設置する。また、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとともに、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援の利用に向けた体制の構築に努められたい。</p> <p>○国指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに各市町村（圏域でも可）において重症心身障がい児数に応じて、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置する。</p> <p>○国指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、市町村（圏域でも可）がそれぞれ医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置する。</p>
<p>藤井寺市の指針</p>	<p>○羽曳野市、松原市とともに、児童発達支援センターを圏域で設置しており、保育所等訪問支援事業もすでに実施しているため、引き続き、提供体制の維持を図ります。</p> <p>○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについても、市内に1か所ずつと圏域に複数あることから、引き続き、提供体制の維持を図ります。</p> <p>○国及び大阪府の指針に沿って、令和5年度末までに、近隣市及び藤井寺保健所と連携し、医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを1名配置します。</p>

(6) 相談支援体制の充実・強化等

<p>国の指針</p>	<p>○令和5年度末までに各市町村又は圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保。</p>
<p>大阪府の指針</p>	<p>○国指針に沿った目標設定とし、令和5年度までに市町村が基幹相談支援センター*を設置することを基本とする。</p>
<p>藤井寺市の指針</p>	<p>○国及び大阪府の指針に沿って、相談支援体制の強化を実施する体制を確保するために、現在の委託相談支援事業の役割の再確認を行うことで、基幹相談支援センターの機能について検討を進めます。</p>

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<p>国の指針</p>	<p>○令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。</p>
<p>大阪府の指針</p>	<p>○国指針の趣旨を踏まえて、令和5年度末までに大阪府と市町村は障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。</p> <p>○国指針の趣旨を踏まえて、令和5年度末までに大阪府は不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。</p> <p>○国指針の趣旨を踏まえて、令和5年度末までに大阪府や指定権限を有する市町村が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導について、大阪府が府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。</p>
<p>藤井寺市の指針</p>	<p>○指定権限を有していないことから、大阪府の指針に従い、大阪府が設置する協議の場に参加し、また、職員研修への参加や審査結果の共有について体制を整備します。</p>

2 障害福祉サービスの見込量

それぞれのサービスごとの平成30年度から令和2年度までの実績と、令和3年度から5年度までの見込値を記載しています。なお、令和2年度の実績については、令和2年8月までの実績から算出した実績見込値を記載しています。

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障害・精神障害があり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。

①居宅介護

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	59	58	57	58	59	60
	時間/月	1,260	1,324	1,423	1,508	1,593	1,680
知的障害のある人	人/月	19	20	17	19	20	21
	時間/月	162	162	116	152	180	210
精神障害のある人	人/月	52	54	56	58	60	62
	時間/月	551	625	689	696	720	744
障害のある児童	人/月	4	2	2	2	2	2
	時間/月	42	13	15	13	13	13
合計	人/月	134	134	132	137	141	145
	時間/月	2,015	2,124	2,243	2,369	2,506	2,647

②重度訪問介護

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	21	20	17	20	21	22
	時間/月	1,075	994	902	1,060	1,155	1,254
知的障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
精神障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	21	20	17	20	21	22
	時間/月	1,075	994	902	1,060	1,155	1,254

③同行援護

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	21	22	15	17	18	19
	時間/月	310	333	213	255	270	285
障害のある児童	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	1	4	3	5	5	5
合計	人/月	22	23	16	18	19	20
	時間/月	311	337	216	260	275	290

④行動援護

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害のある人	人/月	3	4	5	5	6	7
	時間/月	90	121	195	200	240	280
精神障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
障害のある児童	人/月	1	1	1	2	2	2
	時間/月	28	36	39	80	80	120
合計	人/月	4	5	6	7	8	9
	時間/月	118	157	234	280	320	400

⑤重度障害者等包括支援

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
知的障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
精神障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
障害のある児童	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

【見込の考え方】

①居宅訪問介護

身体障害のある人は、減少傾向にありますが、令和3年度を令和元年度と同じ58人とし、その後は1人増と設定しています。

知的障害のある人は、第5期で増減がありますが、令和3年度を平成30年度と同じ19人とし、その後は1人増と設定しています。

精神障害のある人は、平成30年度から令和2年度の増加傾向を維持するものとし、令和3年度より2人ずつ増と設定しています。利用時間は、12時間を利用者数に乗じて設定しています。

障害のある児童は、減少、横ばい傾向にあるため、令和元年度以降と同じ2人を設定しています。利用時間も令和元年度と同じ13時間で設定しています。

②重度訪問介護

身体障害のある人について、令和3年度を令和元年度と同じ20人とし、その後は1人増と設定しています。

③同行援護

身体障害のある人について、第5期で増減がありますが、利用時間は、15時間を利用者数に乗じて設定しています。

障害のある児童は、横ばい傾向にあるため、平成30年度以降と同じ1人を設定しています。

④行動援護

知的障害のある人について、平成 30 年度から令和 2 年度の増加傾向を維持するものとし、令和 3 年度より 1 人ずつ増と設定しています。利用時間は、40 時間を利用者数に乗じて設定しています。

⑤重度障害者等包括支援

前期に引き続き、利用を見込んでいませんが、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者や精神障害者に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障害者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 A 型	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援 B 型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院での医療的ケア*を必要とし、常に介護を必要とする障害者に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。

サービス名	内容
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

①生活介護

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	44	47	44	45	46	47
	人日/月	715	748	734	766	785	805
知的障害のある人	人/月	124	134	127	135	145	155
	人日/月	2,447	2,513	2,538	2,700	2,900	3,100
精神障害のある人	人/月	4	6	6	7	7	8
	人日/月	45	61	58	77	77	88
合計	人/月	172	184	177	187	198	210
	人日/月	3,207	3,322	3,330	3,543	3,762	3,993

【見込の考え方】

身体障害のある人は、第5期で増減がありますが、令和3年度を45人とし、その後は1人増と設定しています。

知的障害のある人も、第5期で増減がありますが、令和3年度を135人とし、その後は10人増と設定しています。利用日数は、20人日を利用者数に乗じて設定しています。

精神障害のある人は、増加、横ばい傾向にあるため、令和3年度を7人と設定し令和5年度のみ8人と設定しています。利用日数は、11人日を利用者数に乗じて設定しています。

②自立訓練

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	1	1	0	1	1	1
	人日/月	20	13	0	20	20	20
知的障害のある人	人/月	2	1	2	2	2	2
	人日/月	37	4	40	40	40	40
精神障害のある人	人/月	1	1	0	1	1	1
	人日/月	19	3	0	19	19	19
合計	人/月	4	3	2	4	4	4
	人日/月	76	20	40	79	79	79

【見込の考え方】

身体障害のある人は、減少、横ばい傾向にあるため、令和元年度と同じ1人を設定しています。利用日数は、平成30年度と同じ20人日を設定しています。

知的障害のある人は、第5期で増減がありますが、令和3年度を令和2年度と同じ2人と設定しています。利用日数も、令和2年度と同じ40人日と設定しています。

精神障害のある人も、減少、横ばい傾向にあるため、令和元年度と同じ1人を設定しています。利用日数は、平成30年度と同じ19人日を設定しています。

③就労移行支援

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	1	1	0	1	1	1
	人日/月	20	23	0	23	23	23
知的障害のある人	人/月	6	6	8	8	9	10
	人日/月	111	111	138	148	167	185
精神障害のある人	人/月	7	11	14	15	16	17
	人日/月	106	159	182	210	224	238
合計	人/月	14	18	22	24	26	28
	人日/月	237	293	320	381	414	446

【見込の考え方】

身体障害のある人は、減少、横ばい傾向にあるため、令和元年度と同じ1人を設定しています。利用日数も、令和元年度と同じ23人日を設定しています。

知的障害のある人も、増加、横ばい傾向にあるため、令和3年度を令和2年度と同じ8人とし、その後は1人増と設定しています。利用日数は、令和元年度と同じ18.5人日を利用者数に乗じて設定しています。

精神障害のある人は、平成30年度から令和2年度の増加傾向を維持するものとし、令和3年度の15人より1人ずつ増と設定しています。利用日数は、3年間の平均値である14人日を利用者数に乗じて設定しています。

④就労継続支援（A型）

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	4	6	6	6	7	8
	人日/月	81	98	124	129	138	160
知的障害のある人	人/月	5	5	5	5	6	7
	人日/月	91	85	94	97	116	135
精神障害のある人	人/月	20	20	21	21	22	23
	人日/月	365	377	425	420	440	460
合計	人/月	29	31	32	32	35	38
	人日/月	537	560	643	645	694	755

【見込の考え方】

身体障害のある人は、増加、横ばい傾向にあるため、令和3年度を令和2年度と同じ6人とし、その後は1人増と設定しています。

知的障害のある人は、横ばい傾向にありますが令和3年度を平成30年度以降と同じ5人とし、その後は1人増と設定しています。

精神障害のある人も、増加、横ばい傾向にあるため、令和3年度を令和2年度と同じ21人とし、その後は1人増と設定しています。利用日数は、1人当たり平均利用日数が最も多い令和2年度の20人日を利用者数に乗じて設定しています。

⑤就労継続支援（B型）

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	4	7	8	8	9	10
	人日/月	94	107	116	120	135	150
知的障害のある人	人/月	64	67	70	72	74	77
	人日/月	1,179	1,187	1,268	1,300	1,341	1,383
精神障害のある人	人/月	33	34	35	36	37	38
	人日/月	479	514	553	576	592	608
合計	人/月	101	108	113	116	120	125
	人日/月	1,752	1,808	1,937	1,996	2,068	2,141

【見込の考え方】

身体障害のある人は、平成30年度から令和2年度の増加傾向を維持するものとし、令和3年度の8人より1人ずつ増と設定しています。

知的障害のある人も、平成30年度から令和2年度の増加傾向を維持するものとし、令和5年度は77人と設定しています。

精神障害のある人も、平成30年度から令和2年度の増加傾向を維持するものとし、令和3年度の36人より1人ずつ増と設定しています。利用日数は、16人日を利用者数に乗じて設定しています。

⑥就労定着支援

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/年	0	0	0	0	1	2
知的障害のある人	人/年	2	3	3	4	5	6
精神障害のある人	人/年	1	3	2	3	4	5
合計	人/年	3	6	5	7	10	13

【見込の考え方】

身体障害のある人は、横ばい傾向にありますが令和3年度を平成30年度以降と同じ0人とし、その後は1人増と設定しています。

知的障害のある人も、増加、横ばい傾向にあるため、令和3年度を4人とし、その後は1人増と設定しています。

精神障害のある人も、第5期で増減がありますが、令和3年度を令和元年度と同じ3人とし、その後は1人増と設定しています。

⑦療養介護

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度心身障害児者	人/月	6	6	6	6	6	6

【見込の考え方】

平成30年度以降6人になっていることから、そのまま横ばいで設定しています。

⑧短期入所

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	9	12	7	8	8	9
	人日/月	56	80	52	59	67	76
知的障害のある人	人/月	41	45	37	39	41	43
	人日/月	213	224	198	204	213	222
精神障害のある人	人/月	3	2	1	2	3	3
	人日/月	17	6	2	6	6	6
障害のある児童	人/月	5	5	2	3	4	5
	人日/月	16	17	9	12	16	17
合計	人/月	58	64	47	52	56	60
	人日/月	302	327	261	281	302	321

【見込の考え方】

身体障害のある人は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は減少がありますが、令和3年度を8人とし、令和5年度は9人と設定しています。

知的障害のある人も、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は減少がありますが、令和3年度を39人とし、その後は2人増と設定しています。

精神障害のある人は、減少傾向にあります。令和3年度は令和元年度と同じ2人を設定し、令和4年度以降は3人と設定しています。

障害のある児童も、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は減少がありますが、令和3年度を3人とし、その後は1人増と設定しています。

(3) 居住系サービス

■居住系サービスの種類と内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

①自立生活援助

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	0	0	0	0	0	0

【見込の考え方】

利用を見込んでいませんが、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

②共同生活援助

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	5	5	6	7	8	9
知的障害のある人	人/月	55	57	60	63	66	70
精神障害のある人	人/月	9	11	11	13	15	17
合計	人/月	69	73	77	83	89	96

【見込の考え方】

身体障害のある人は、増加、横ばい傾向にあるため、令和3年度を7人とし、その後は1人増と設定しています。

知的障害のある人は、平成30年度から令和2年度の増加傾向を維持するものとし、令和3年度を63人とし、令和5年度は70人と設定しています。

精神障害のある人も、増加、横ばい傾向にあるため、令和3年度を13人とし、その後は2人増と設定しています。

③施設入所支援

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	15	16	14	14	14	13
知的障害のある人	人/月	45	50	47	46	46	46
精神障害のある人	人/月	1	1	1	1	1	1
合計	人/月	61	67	62	61	61	60

【見込の考え方】

成果目標の施設入所者数の削減数は1人としているため、令和3年度見込の61人から令和5年度には60人へ削減を目指します。

(4) 相談支援

■相談支援の種類と内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者に対して、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

①計画相談支援

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	21	20	17	17	18	19
知的障害のある人	人/月	41	45	46	46	47	48
精神障害のある人	人/月	26	29	31	31	32	33
障害のある児童	人/月	1	1	0	0	0	0
合計	人/月	89	95	94	94	97	100

【見込の考え方】

身体障害のある人は、減少傾向にありますが、令和3年度は令和2年度と同じ17人を設定し、その後は1人増と設定しています。

知的障害のある人は、第5期で増減がありますが、令和3年度を令和2年度と同じ46人とし、その後は1人増と設定しています。

精神障害のある人は、平成30年度から令和2年度の増加傾向を維持するものとし、令和3年度を31人とし、その後は1人増と設定しています。

障害のある児童については、令和2年度は利用がないことから、そのまま横ばいで設定しています。

②地域移行支援

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障害のある人	人/月	1	1	1	1	1	1
合計	人/月	1	1	1	1	1	1

【見込の考え方】

身体障害のある人及び知的障害のある人は、利用を見込んでいませんが、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

精神障害のある人は、平成30年度以降1人になっていることから、そのまま横ばいで設定しています。

③地域定着支援

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障害のある人	人/月	0	0	0	1	1	1
合計	人/月	0	0	0	1	1	1

【見込の考え方】

身体障害のある人及び知的障害のある人は、利用を見込んでいませんが、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

精神障害のある人は、計画期間の各年度1人と設定しています。

(5) 発達障害*者等に対する支援

■発達障害者等に対する支援の種類と内容

サービス名	内容
発達障害者等に対する支援	発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みをもつ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート*等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

- ①ペアレントトレーニング*やペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
(新規指標)

■見込量

区分	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	人	10	10	10

【見込の考え方】

ペアレントトレーニングとして、毎年講座(定員10人)を開催しており、今後も継続した講座の実施を見込んでいます。

- ②ペアレントメンター*の人数(新規指標)

■見込量

区分	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0

【見込の考え方】

すでに当事者団体において、類似する活動がされていますが、本市に府が主催する養成講座を受けたペアレントメンターがいないことから、0人で見込んでいます。

- ③ピアサポート活動への参加人数(新規指標)

■見込量

区分	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	人	20	20	20

【見込の考え方】

発達障害児者当事者団体で実施されている交流会の参加人数で見込んでいます。今後ピアサポート事業のあり方やニーズの把握に努めます。

(6) 精神障害に対する支援体制

精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を計画的に推進する、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム*の構築のため、関係機関の協議の場を設置し、関連施策を展開します。

令和5年度での協議の場の開催を見込んでおりますが、時期を前倒して開催できるよう関係機関との調整に努めます。

①協議の場の開催回数（新規指標）

■見込量

区分	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催	回	0	0	1

【見込の考え方】

計画期間中の開催を目指し、協議の場を設置します。

②協議の場への関係者の参加者数（新規指標）

■見込量

区分	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健関係者	人	0	0	1
医療関係者	人	0	0	1
福祉関係者	人	0	0	1
介護関係者	人	0	0	1
当事者及び家族等	人	0	0	1

【見込の考え方】

協議の場の設置に併せて、関連分野からの出席を求めています。

③協議の場における目標設定及び評価の実施回数（新規指標）

■見込量

区分	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	1

【見込の考え方】

協議の場の設置に併せて、目標の設定及び評価を行います。

④精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

■実績と見込量【再掲（抜粋）】

区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援（利用者数）	人/月	1	1	1	1	1	1
精神障害者の地域定着支援（利用者数）	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障害者の共同生活援助（利用者数）	人/月	9	11	11	13	15	17
精神障害者の自立生活援助（利用者数）	人/月	0	0	0	0	0	0

（7）相談支援体制の充実・強化のための取組（新規指標）

障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施（基幹相談支援センター*の設置）の見込と、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込をそれぞれ設定します。

■見込量

区分	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置	有無	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	0	0	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	1	1	2
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	3	3	3

【見込の考え方】

藤井寺市障害者支援会議相談支援事業所部会において、現在も取り組んでいる内容を基本的に維持し、専門指導について進めていきます。

(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（新規指標）

■見込量

区分	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数	人/年	8	10	12

【見込の考え方】

福祉総務課の職員を少なくとも年2回以上の研修に参加させます。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（新規指標）

■見込量

区分	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	無	無	有
	回/年	0	0	1

【見込の考え方】

審査結果の共有について、計画期間中に体制を整備し、共有を始めます。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

■地域生活支援事業必須事業の種類と内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害者、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障害者等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人*の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人(以下「聴覚障害者等」という。)に、手話通訳者*や要約筆記者*の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障害児・者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。
手話奉仕員*養成研修事業	聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター (機能強化事業)	一般就労が難しい障害者に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行います。

①理解促進研修・啓発事業

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込の考え方】

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

②自発的活動支援事業

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込の考え方】

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

③相談支援事業

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
基幹相談支援センター*等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

【見込の考え方】

基幹相談支援センター*、住宅入居等支援事業については、今まで未実施であった要因や、必要な機能等について、委託相談支援事業所をはじめ、市内相談支援事業所と協議し、令和5年度中の実施に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1	1	1	1

【見込の考え方】

今後の施策展開等により、毎年利用者がいるものとして見込んでいます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■実績と見込量

区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込の考え方】

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

⑥意思疎通支援事業

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者 *派遣事業	件/年	138	78	31	78	78	78
	時間/年	223	119.5	47	120	120	120
要約筆記者 *派遣事業	件/年	0	0	0	0	0	0
	時間/年	0	0	0	0	0	0
手話通訳者 設置事業	人/年	2	3	3	3	3	3

【見込の考え方】

手話通訳者*派遣事業は、令和3年度以降は令和元年度と同じ78人と設定しています。

要約筆記者*派遣事業については、利用を見込んでいませんが、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

手話通訳者設置事業は、現在の3名体制を維持していきます。

⑦日常生活用具給付等事業

■実績と見込量

用具等区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	1	4	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	6	7	4	7	7	7
在宅療養等支援用具	件/年	6	8	6	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	24	15	10	15	15	15
排せつ管理支援用具	件/年	1,548	1,770	1,776	1,800	1,800	1,800
居住生活動作補助用具	件/年	0	1	1	1	1	1

【見込の考え方】

介護・訓練支援用具については、第5期で増減がありますが、令和3年度を令和2年度と同じ4件とし、そのまま横ばいで設定しています。

自立生活支援用具についても、第5期で増減がありますが、令和3年度を令和元年度と同じ7件とし、そのまま横ばいで設定しています。

在宅療養等支援用具についても、第5期で増減がありますが、令和3年度を令和元年度と同じ8件とし、そのまま横ばいで設定しています。

情報・意思疎通支援用具についても、第5期で増減がありますが、令和3年度を令和元年度と同じ15件とし、そのまま横ばいで設定しています。

排せつ管理支援用具については、平成30年度から令和2年度の増加傾向を維持するものとし、令和3年度を1,800件とし、そのまま横ばいで設定しています。

居宅生活動作補助用具については、増加、横ばい傾向にあるため、そのまま横ばいで設定しています。

⑧手話奉仕員*養成研修事業

■実績と見込量

事業名	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員 養成 研修事業	人/年	17	13	17	17	17	17

【見込の考え方】

第5期で増減がありますが、令和3年度を令和2年度と同じ17人とし、そのまま横ばいで設定しています。

⑨移動支援事業

■実績と見込量

障害区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害のある人	人/年	51	49	47	48	49	50
	時間/年	10,785	9,922	7,838	8,160	8,820	9,500
知的障害のある人	人/年	115	114	118	118	119	120
	時間/年	30,537	30,116	21,235	21,240	22,610	24,000
精神障害のある人	人/年	21	23	24	25	26	27
	時間/年	2,327	2,492	1,878	2,000	2,340	2,700
障害のある児童	人/年	11	12	9	10	11	12
	時間/年	2,167	1,843	1,652	1,900	2,145	2,400
合計	人/年	198	198	198	201	205	209
	時間/年	45,816	44,373	32,603	33,300	35,915	38,600

【見込の考え方】

身体障害のある人は、減少傾向にありますが、令和3年度を48人とし、その後は1人増と設定しています。

知的障害のある人は、第5期で増減がありますが、令和3年度を令和2年度と同じ118人とし、その後は1人増と設定しています。利用時間は、令和3年度を180時間とし、その後は10時間増と設定しています。

精神障害のある人は、平成30年度から令和2年度の増加傾向を維持するものとし、令和3年度を25人とし、その後は1人増と設定しています。利用時間は、令和3年度を80時間とし、その後は10時間増と設定しています。

障害のある児童は、第5期で増減がありますが、令和3年度を10人とし、その後は1人増と設定しています。利用時間は、令和3年度を190時間とし、その後は5時間増と設定しています。

⑩地域活動支援センター事業

■実績と見込量

事業名	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	か所	3	3	3	3	3	3
	人/年	44	46	40	40	46	48

【見込の考え方】

利用者数は、第5期で増減がありますが、令和3年度を令和2年度と同じ40人とし、令和5年度は48人と設定しています。

(2) 任意事業

■地域生活支援事業任意事業の種類と内容

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供。
日中一時支援事業	日常生活を支援するため、障害のある人の日中における活動の場を一時的に確保。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費等を支給。

①訪問入浴サービス事業

■実績と見込量

事業名	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/年	2	1	1	1	1	1

【見込の考え方】

利用者数は、減少、横ばい傾向にあるため、そのまま横ばいで設定しています。

②日中一時支援事業

■実績と見込量

事業名	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人/年	3	1	1	1	2	3

【見込の考え方】

利用者数は、減少、横ばい傾向にありますが、令和3年度を令和2年度と同じ1人に設定し、その後は1人増と設定しています。

③更生訓練費給付事業

■実績と見込量

事業名	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費給付事業	人/年	11	14	16	16	16	16

【見込の考え方】

給付対象者数は、増加傾向にありますが、令和3年度を令和2年度と同じ16人に設定し、そのまま横ばいで設定しています。

4 障害児支援の見込量

■障害児の種類と内容

事業名	内容
児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と併せて、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
福祉型児童入所支援、 医療型児童入所支援	施設等に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障害児に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

①児童発達支援

■実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	76	80	61	85	90	95
	人日/月	621	766	524	766	766	766

【見込の考え方】

利用者数は、第5期で増減がありますが、令和3年度を85人とし、その後は5人増と設定しています。

②医療型児童発達支援

■実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人/月	1	1	0	0	0	0
	人日/月	14	12	0	0	0	0

【見込の考え方】

利用者数は、減少傾向にあるため利用を見込んでいませんが、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

③居宅訪問型児童発達支援

■実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	回/月	0	0	0	0	0	0

【見込の考え方】

利用を見込んでいませんが、サービスを必要とする人のニーズの把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

④放課後等デイサービス

■実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人/月	153	197	131	236	275	314
	人日/月	1,179	1,437	1,459	1,687	1,932	2,177

【見込の考え方】

利用者数は、第5期で増減がありますが、令和3年度を236人とし、その後は39人増と設定しています。

⑤保育所等訪問支援

■実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等 訪問支援	人/月	8	9	5	8	9	10
	回/月	8	10	5	8	9	10

【見込の考え方】

利用回数は、新型コロナウイルスの影響で、令和2年度のみ減少しましたが、徐々に利用状況は回復していくと想定しています。なお、人数の見込については、新規指標となっています。

⑥障害児相談支援

■実績と見込量

サービス名	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談 支援	人/月	12	16	16	16	17	18

【見込の考え方】

利用者数は、増加、横ばい傾向にあるため、令和3年度を令和2年度と同じ16人に設定し、その後は1人増と設定しています。

5 サービス等の確保策

(1) 訪問系サービスの確保策

訪問系サービスについては、急激な増加傾向はみられませんが、今後も全体的に微増傾向にあることから、引き続きサービス提供体制の充実に努めていきます。

また、高齢障害者の増加や、高次脳機能障害*、医療的ケア*などさまざまな障害特性に対応する必要性が今後ますます高まることから、居宅介護従事者の知識や技術の向上を図るため、府主催の研修の周知等を進めます。

(2) 日中活動系サービスの確保策

新型コロナウイルス感染症の影響により、日中活動系サービスについては、令和2年度実績が若干少なくなっていますが、収束により利用者の回復・増加も見込まれることから、引き続き利用意向を踏まえながら、サービス量の確保に努めます。

また、自立訓練、療養介護、短期入所については、市内提供事業所がない、又は少ない状況であることから、広域的なサービス提供事業者の情報を収集し、必要なサービスの利用に対応できるようにするとともに、多様な事業者の参入を促進します。

なお、就労系事業については、在宅支援が有効であると認められるケースにおいては、国の基準に基づき、支給決定を行っていきます。

(3) 居住系サービスの確保策

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。

また、施設入所支援については、支援を必要とする人の利用意向に対応できるよう、事業所における入所状況等の情報収集や利用者への情報提供を行います。

(4) 相談支援の確保策

一人ひとりの状況やニーズに丁寧に対応するためにも、相談支援は重要な役割を果たすことから、多様な事業所の参入を促し、また、既存の相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。

(5) 発達障害*者等に対する支援の確保策

ペアレントトレーニング*として、毎年講座（定員 10 人）を開催しており、今後も継続して講座を実施していきます。ペアレントメンター*事業については、府が養成講座を行っており、周知に努めます。ピアサポート*事業については、事業のあり方の検討やニーズの把握に努めます。

(6) 精神障害に対する支援体制の確保策

現在、本市では協議の場を設置できておらず、設置に向けて、近隣市や藤井寺市障害者支援会議と交渉を行い、設置に合わせ、各区分の関係者に参画を呼びかけます。

また、協議の場においてさまざまな検討を進める中で、精神病床における1年以上の長期入院患者数退院人数の目標設定とその評価を行っていきます。

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組の確保策

現在の藤井寺市障害者支援会議の相談支援事業所部会を活用し、顔の見える関係づくりを基本とした連携強化や、他市の相談支援専門員との交流の場づくり、外部講師の活用による人材育成の支援について検討します。

(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組の確保策

府が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めることで障害福祉サービスの質の向上につなげます。

また、令和5年度中に障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制を構築することを目指します。

(9) 地域生活支援事業の確保策

地域生活支援事業のうち、必須事業については、障害のある人の地域生活を支えるために必要なサービスであるとの認識の下、引き続き、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、サービスの提供を行います。

任意事業については、地域生活支援事業補助金を有効に活用し、支援を必要とする人に適切なサービスが提供できるよう、ニーズを把握し、必要に応じて事業の見直しや組み替えを行っていきます。

(10) 障害児支援事業の確保策

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については増加傾向にあるため、事業所等と連携して、ニーズに応じた施設整備や受け入れ体制の充実を図っていきます。

居宅訪問型児童発達支援は、平成30年4月から始まったサービスですが、市内事業所では提供されていないことから、引き続き、各事業所に対して提供体制の整備を促します。

(11) その他

新型コロナウイルスの感染の影響を考慮しつつ、自己決定の尊重、情報の周知と把握、さまざまな障害に対応した体制の整備や各種関係機関との緊密な連携など、障害者計画に記載のある取組事項を踏まえながら、国の基本指針に従いつつ、また、府の基本的な考え方に即して、障害福祉計画、障害児福祉計画の着実な推進を図ります。

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 共生社会の実現に向けた地域との連携

国においては、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、「地域共生社会の実現」を掲げています。地域住民をはじめ地域の多様な主体が地域のさまざまな課題の解決に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指していくことが求められています。

障害のある人の地域生活支援拠点づくりは、まさにこの一環として目指す必要があり、地域共生社会の理念や目指すところについて、普及啓発するとともに、地域住民をはじめ、サービス提供事業所、地域団体、企業等が一体となって藤井寺市らしい地域生活支援拠点を目指します。

(2) 府・近隣自治体との連携

計画の推進に当たっては、サービスの調整をはじめサービス提供基盤整備、人材の養成・確保、就労支援等、広域的な調整・対応が必要です。

そのため、羽曳野市、松原市、柏原市等との連携を進めるとともに、障害福祉サービスに関わる人材の養成や就労機会の拡充、精神科病院退院者の支援、難病患者への支援など、広域的な課題にも適切に対応できるよう、大阪府や藤井寺保健所との連携強化を図ります。

(3) 庁内連携の推進

本計画は、障害のある人の施設から地域生活への移行支援、就労支援等、福祉分野をはじめ、保健、医療、人権、雇用、教育、住宅、交通など多様な分野との連携の下、総合的に取り組むことが必要です。

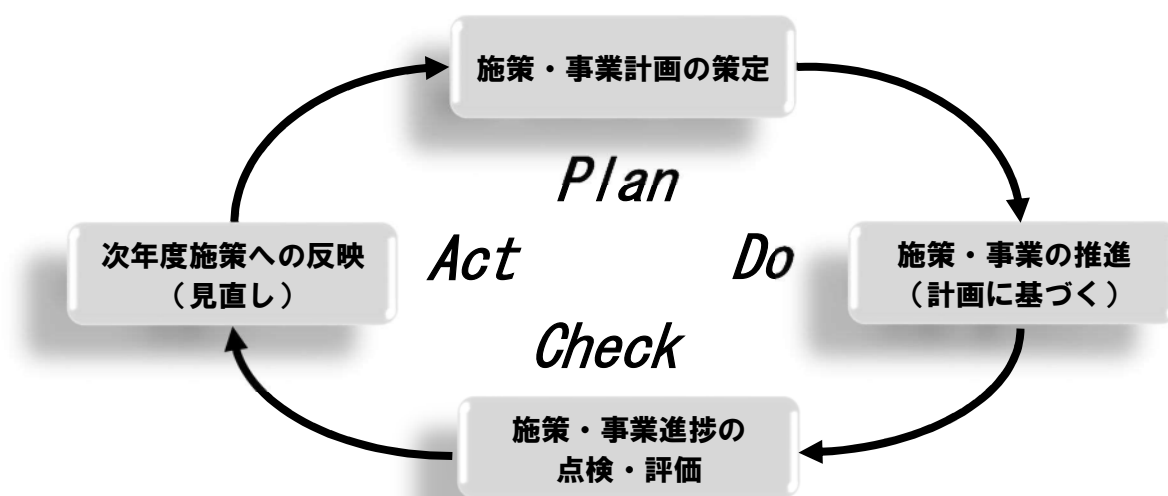
そのため、本計画の推進に当たっては、庁内関係各課と連携し、全庁が一体となって各種施策・事業を推進します。

2 計画の点検・評価

本計画の進行管理は、市（行政）の責務として、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のPDCAサイクルに基づき、実施します。

本計画を所管する福祉総務課を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進します。

計画の推進には、障害のある人等を取り巻く社会環境等の変化と、障害のある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、関係団体や関係機関、サービス提供事業所等を構成員とする「藤井寺市障害者支援会議」及びその専門部会等を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。



参考資料

1 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画との連携

障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があるとともに、都道府県及び市町村で策定される「子ども・子育て支援事業計画」との整合を図る必要があります。

本市では「第2期藤井寺市子ども・子育て支援事業」を令和2年3月に策定していることから、以下については、「第2期藤井寺市子ども・子育て支援事業」から抜粋した内容を記載しています。なお、見込量については、障害のある児童も含めた児童全体の数値です。

（1）教育・保育の見込量

①教育・保育

■事業内容等

1号及び2号のうち学校教育の希望については、幼稚園（認定こども園含む）にて、幼児の健やかな成長のために適当な教育環境を与えて、その心身の発達を助長します。

2号のうち学校教育の希望以外の方及び3号については、保育所（認定こども園含む）にて、子どもを保育します。

区分	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号	人	556	505	484
2号	人	765	724	717
3号	0歳	86	85	85
	1-2歳	462	470	462

（2）地域子ども・子育て支援事業の見込量

①時間外保育事業

■事業内容等

保護者の就労時間の多様化に伴い、通常の保育時間を延長し、保育を実施しています。

事業名	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間外保育事業	人	313	301	294

②放課後児童健全育成事業

■事業内容等

放課後に保護者が不在となる家庭の小学校就学児童を対象に、放課後児童クラブを開設しています。放課後児童クラブでは、保護者と指導員が協力しながら、児童が集団生活の場で自主的で計画的、安全に過ごすことができる生活習慣を身につけることを目指します。

区分	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1～3年生	人	610	617	629
4～6年生	人	113	131	141
合計	人	723	748	770

③乳児家庭全戸訪問事業

■事業内容等

生後4か月頃までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

事業名	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児家庭全戸訪問事業	人	387	376	366

④養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業内容等

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、要保護児童等対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

事業名	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業	人	11	11	11

⑤地域子育て支援拠点事業

■事業内容等

育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成支援、親子の交流の場や情報提供等、地域における総合的な子育て支援事業を実施します。

事業名	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点事業	人日	17,097	16,934	16,473

⑥—1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

■事業内容等

幼稚園等で通常の就園時間に加え、延長して預かるサービスです。在園児が対象です。

事業名	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時預かり事業 （在園児対象型）	人日	19,253	17,966	17,668

⑥—2 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

■事業内容等

保護者等の病気や家族の看護、葬祭等で家庭での保育が困難な場合等に、保育所で一時的に就学前児童を預かります。

事業名	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時預かり事業 （在園児対象型以外）	人日	11,446	11,110	10,851

2 計画策定の経過

■計画の策定経過

年月日	項目	内容
令和2年 6月3日	第1回 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会（書面開催）	○アンケート調査内容について
7月22日～ 8月11日	障害のある人へのアンケート調査	○藤井寺市にお住まいの18歳未満及び18歳以上の障害のある人それぞれを対象に、生活状況やニーズ等を把握するためアンケート調査を実施
8月28日～ 9月11日	当事者団体へのアンケート調査	○市内の障害当事者会や家族会の代表者あてに、団体の活動内容や活動を行う上での課題や問題を把握するためアンケート調査を実施
	就労移行支援事業所へのアンケート調査	○市内の就労移行支援事業所を対象に、障害者就労支援を行う上での課題や問題を把握するためアンケート調査を実施
9月26日	第2回 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会	○前期計画の実績について ○アンケート調査結果について（速報値） ○計画の骨子案について
11月30日	第3回 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会	○アンケート調査結果について ○計画の素案について ○パブリックコメント*について
12月28日～ 1月22日	パブリックコメントの実施	○計画素案について、広く市民から意見を募集するため、ホームページに掲載するとともに、主要施設に設置
2月18日	第4回 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会	○パブリックコメントの結果について ○計画（案）について

3 藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則

平成25年3月29日規則第29号
改正 平成28年12月28日規則第111号
平成30年6月26日規則第23号
令和2年3月31日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第19号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、藤井寺市保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健福祉施策推進のための意見集約
- (2) 保健福祉施策に関する調査研究
- (3) 保健福祉施策の実施に当たっての助言
- (4) 保健福祉計画策定に当たっての市長からの諮問の審議及び報告
- (5) その他保健福祉施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健福祉関係団体を代表する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、施策の検討、供給サービス、事例研究等事務及び各種行政計画の審議を分掌する。

3 部会は、会長が指名する委員で組織する。

4 部会には部会長を置き、正副会長が分担し部会を総理する。

5 その他部会の会議に関する事項は、前条の規定を準用する。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

2 部会の庶務は、部会を主宰する担当課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に委員である者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成28年12月28日規則第111号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月26日規則第23号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

4 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会委員名簿

令和2年4月1日時点

所 属	氏 名
桃山学院大学 社会学部	◎安原 佳子
大阪府藤井寺保健所	實操 綾子
藤井寺市社会福祉協議会	小谷 充郎
藤井寺市身体障害者福祉協議会	平田 侑子
藤井寺市心身障害児（者）父母の会	林 恵子
精神障害者まつしの家族会	保田 一恵
特定非営利活動法人 藤	永山 春樹
Mama's circle てらす	額田 庫三子
藤井寺市立第1保育所	八幡 智子

◎：部会長

5 用語の説明

あ行

■ICT（アイシーティ）（31・39・52・57 ページ）

Information & Communications Technology の略称で、情報通信技術のことです。

■アセスメント（22 ページ）

障害のある人やその家族の話を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていく過程をいい、サービス提供等援助活動を行う前に行われる評価、あるいは課題分析のことです。

■医療的ケア（6・77・101 ページ）

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のことです。

■医療的ケア児（5・67・71 ページ）

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どもをいいます。

■LT（45 ページ）

Leading Teacher の略称で、教職員一人ひとりに対して、学習指導をはじめ、生徒指導など児童・生徒を指導していく教育の専門職としての高い能力をもっている教職員（ミドルリーダー）のことです。

か行

■基幹相談支援センター（37・41・72・89・92・93 ページ）

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止など、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のことです。

■高次脳機能障害（37・101 ページ）

頭部外傷や脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難になる障害のことです。

■合理的配慮（3・6・7・38・55 ページ）

障害のある人一人ひとりの状況に応じた支援等について、お金や労力等の負担がかかりすぎない範囲で行う配慮のことです。

■子育て世代包括支援センター（44 ページ）

妊産婦及び乳幼児等の実情の把握、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じて必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、支援プランの策定、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う役割を担います。

さ行

■支援学校（29・45・49・51 ページ）

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校のこと、学校教育法第8章「特別支援教育」の第72条には「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と定められています。

■JIS絵記号（57 ページ）

話し言葉や文字によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に正確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するため、経済産業省が制定した「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS TO103）」規格の認証を受けた絵記号のことです。

■児童発達支援センター（5・65・71 ページ）

地域の障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を受ける施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

■市民後見人（15・91 ページ）

一般市民による成年後見人のことで、認知症や障害などにより判断能力が不十分な人に親族がいない場合、家庭裁判所から選任された同じ地域に住む市民が、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

■重症心身障害（児）（5・66・67・71 ページ）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児といいます。これは医学的診断名ではなく児童福祉での行政上の措置を行うための定義（呼び方）です。

■手話通訳者（16・39・46・56・91・93・94 ページ）

各都道府県で認定された手話通訳をする人のことで、都道府県が認定した民間機関が実施する「手話通訳者全国統一試験」に合格した後、都道府県の独自審査に通過することで「都道府県認定の手話通訳者」になることができます。

■手話奉仕員（15・16・91・95 ページ）

市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人のことで、手話奉仕員養成講座の基礎課程を修了すると、市町村に手話奉仕員として登録されます。

■障害者就業・生活支援センター（49 ページ）

就職や職場への定着が困難な障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関のことで、

■職業訓練（18 ページ）

障害のある人を対象とする職業訓練は、大阪障害者職業能力開発校、高等職業技術専門学校等で行うほか、求職者対象に民間教育訓練機関等に委託して行う訓練、在職者対象の訓練などさまざまあります。

た行

■地域包括ケアシステム（4・42・62・69・88 ページ）

元来、高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいの包括的な支援・サービスを一体的に提供する体制や仕組みのことをいいます。

な行

■NET119（NET119緊急通報システム）（55 ページ）

音声での会話が困難な聴覚・言語障害者が、スマートフォン等を使って、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステムのことで、

■ノーマライゼーション（38・40・53 ページ）

障害のある人も健常者と同じように社会の中で共に生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方や、そのような環境づくりを目指す活動などのことで、

は行

■発達障害（3・4・6・23・31・37・44・45・46・56・87・101 ページ）

発達障害者支援法の定義では、発達障害とは自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいい、WHO（世界保健機関）の基準「ICD-10」（「国際疾病分類」第10版）に準拠しています。

また、平成25年にアメリカ精神医学会が公表した「DSM-5」（「精神疾患の診断・統計マニュアル」第5版）では、自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害を統合した自閉症スペクトラム障害、限局性学習障害、注意欠如・多動性障害を発達障害としています。注意欠如・多動性障害は、平成26年に日本精神神経学会により「注意欠陥」が「注意欠如」に改名されました。

■パブリックコメント（8・112 ページ）

行政の政策立案過程で住民の意見を募る制度のことで、行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめホームページ等を通じて意見を募ります。住民は、電子メールや郵便等の方法で意見を提出します。

■バリアフリー（32・36・39・44・52・53・54・55 ページ）

障害のある人や高齢者などが生活していく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去することです。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めた全ての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすることを目指しています。

■ピアサポート（46・87・101 ページ）

障害のある人が地域での生活になじむことができるよう、同じような立場の人によるさまざまな助言や、必要な支援を行うことです。

■避難行動要支援者名簿（55 ページ）

災害時に自分で避難することが難しく、支援を必要とする人の名前や住所、必要な支援や連絡先などの情報を避難支援等関係者で共有し、災害時に適切な支援を行えるようにするための名簿のことです。

■ペアレントトレーニング（4・31・44・45・87・101 ページ）

子どもへの肯定的な働きかけや環境調整を学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムのことです。

■ペアレントメンター（87・101 ページ）

発達障害のある子どもの子育て経験のある親が、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行うことです。

■法定雇用率（49 ページ）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務付けられた障害のある人の雇用の割合のことをいいます。「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により、平成 30 年4月より法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加えることになりました。

や行

■ユニバーサルデザイン（53 ページ）

障害の有無に関わらず、全ての人にとって快適で使いやすいように作られた、製品・建造物・生活空間などのデザインのことで、

■要約筆記者（16・46・56・91・93・94 ページ）

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行う人のことです。要約筆記とは、会議や講演などの場において話の内容を要約し、手書きやパソコンを用いて伝達する、聴覚障害者に対する情報保障手段の一つです。

わ行

■ワークショップ（29・47 ページ）

英語では、仕事場、作業場の意味。講師の話に参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のことをいいます。

藤井寺市 障害者計画
障害福祉計画（第6期）
障害児福祉計画（第2期）

<発行年月>令和3年3月

<編集・発行>藤井寺市 健康福祉部 福祉総務課

〒583-8583

大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

電話番号：072-939-1111（代表）

FAX番号：072-939-0399